

# 官報

號外 昭和九年三月二十六日

## ○第六十五回 貴族院議事速記録第二十三號

昭和九年三月二十五日(日曜日)午前十時二  
十四分開議

議事日程 第三十三號

昭和九年三月二十三日

午前十時開議

第一 請願委員長報告

第二 昭和七年度第一豫備金支出ノ件

(承諾ヲ求ムル件)(衆議院)

(會議(委員長報告))

第三 昭和七年度特別會計第一豫備金

支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院)

(會議(委員長報告))

第四 昭和七年度豫備金支出ノ件

(承諾ヲ求ムル件)(衆議院)

(會議(委員長報告))

第五 昭和七年度滿洲事件第一豫備金

支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院)

(會議(委員長報告))

第六 昭和八年度第一豫備金支出ノ件

(承諾ヲ求ムル件)(衆議院)

(會議(委員長報告))

第七 昭和八年度特別會計第一豫備金

支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)(衆議院)

(會議(委員長報告))

第八 昭和八年度豫備金外ニ  
於テ豫算超過及豫算外支出ノ件(承

諾ヲ求ムル件)(衆議院)

(會議(委員長報告))

官報號外

昭和九年三月二十六日

貴族院議事速記録第三十三號

第十七 臺灣私設鐵道補助法中改正法 律案(政府提出、衆議院送付)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第十八 金錢債務臨時調停法中改正法 律案(衆議院提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第十九 官幣大社檻原神宮ノ規模神域 整美ニ關スル建議案(公爵一條實孝 君外六名發議)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十 三陸地方ニ嘯震害豫防施設ノ 請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十一 雪害對策案樹立ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十二 東北地方ニ軍需品工場設置 ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十三 仙臺工藝指導所ニ染織部設 置ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十四 東北帝國大學ニ農學部設置 ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十五 菊川改修ニ關スル請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十六 工業組合中央金庫設立ノ請 願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十七 戰公傷病死者並傷痍軍人ノ 遺族扶助料ニ關スル請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十八 三重縣龜山町、菰野町間ニ 省營自動車運輸開始ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十九 豫定線鐵道久慈、宮古間鐵 道速成ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第三十 公立商船學校卒業生ニ對シ特 別教育機關設置ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十 公海航行船舶之規制ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十一 北海道稚內築港工事ニ關ス ル請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十二 壽都漁港修築ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十三 司法保護制度制定ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十四 人造「バター」取締ニ關スル 請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十五 北海道野付牛町ニ鐵道官舍 敷地開放ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十六 豫定線鐵道釧路、北見相生 間鐵道速成ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十七 北海道野付牛町ニ放送局設 置ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十八 北海道北見國ニ國立種馬所 設置ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十九 新潟縣菖蒲郵便取扱所ヲ無 集配三等郵便局ニ改定ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第五十 輸出水產物取締法制定ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第三十二 札幌、樺太間ニ航空路開設 ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第三十三 高知刑務所移轉ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第三十四 函館港ニ港務部設置ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第三十五 北海道、北鮮間ニ命令航路 開設ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第三十六 靜岡縣田方郡函南村ニ無集 配郵便局設置ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第三十七 岐阜縣稻葉郡加納町ニ區裁 判所出張所設置ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第三十八 米穀消費ニ關スル調查委員 會設置ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第三十九 北海道旭川市ニ高等工業學 校設立ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十 北海道稚內港ト利尻、禮文兩 島間ニ連絡航路開設ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十一 北海道稚內築港工事ニ關ス ル請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十二 寿都漁港修築ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十三 司法保護制度制定ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十四 人造「バター」取締ニ關スル 請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十五 北海道野付牛町ニ鐵道官舍 敷地開放ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十六 豫定線鐵道釧路、北見相生 間鐵道速成ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十七 北海道野付牛町ニ放送局設 置ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十八 北海道北見國ニ國立種馬所 設置ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第四十九 新潟縣菖蒲郵便取扱所ヲ無 集配三等郵便局ニ改定ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)
第五十 輸出水產物取締法制定ノ請願	第一讀會ノ續(委員長報告)

第五十一 少年團日本聯盟加盟團援助 ニ關スル請願	會 議
第五十二 耕地擴張改良事業ノ豫算計 上ニ關スル請願	會 議
第五十三 石油鑛產稅免除ニ關スル請 願	會 議
第五十四 國道八號線改修ニ關スル請 願	會 議
第五十五 關門隧道促進ニ關スル請願 願	會 議
第五十六 東京、札幌間航空路促進ノ 會 議	會 議
第五十七 癫療養施設擴張ニ關スル請 願	會 議
第五十八 鳥取縣東伯郡竹田村ニ區裁 判所出張所設置ノ請願	會 議
○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ報告ヲ致 サセマス	(角倉書記官朗讀)
昨二十四日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府 提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆 議院ニ通知セリ	國立公園法中改正法律案
昭和八年度歲入歲出總豫算追加案(第二 案特第二號)	森林法中改正法律案
昭和九年度歲入歲出豫算追加 案(特第一號)	傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船 舶等乗車船優遇ニ關スル法律案
昭和八年度各特別會計歲入歲出豫算追加 案(特第一號)	膠州灣舊租借地引渡ニ關スル條約實施ニ 伴フ損害ノ補償ニ關スル法律案
昭和九年度歲入歲出豫算追加案(第二 號)	同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
昭和八年度各特別會計歲入歲出豫算追加 案(特第一號)	昭和七年度第一豫備金支出ノ件、昭和七 年度特別會計第一豫備金支出ノ件、昭和七 年度特別會計第一豫備金支出ノ件、昭和七 年度特別會計第一豫備金支出ノ件、昭和七 年度特別會計豫備費支出ノ件、昭和七 年度豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲ス ヲ要スル件(追第一號)
昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加 案(特第一號)	石油業法案可決報告書
昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加 案(特第三號)	案(特第三號)

函館市ノ火災被害者ニ對スル租稅ノ免除 猶豫等ニ關スル法律案	會 議
第五十二 耕地擴張改良事業ノ豫算計 上ニ關スル請願	會 議
第五十三 石油鑛產稅免除ニ關スル請 願	會 議
第五十四 國道八號線改修ニ關スル請 願	會 議
第五十五 關門隧道促進ニ關スル請願 願	會 議
第五十六 東京、札幌間航空路促進ノ 會 議	會 議
第五十七 癫療養施設擴張ニ關スル請 願	會 議
第五十八 鳥取縣東伯郡竹田村ニ區裁 判所出張所設置ノ請願	會 議
○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ報告ヲ致 サセマス	(角倉書記官朗讀)
昨二十四日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府 提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆 議院ニ通知セリ	國立公園法中改正法律案
昭和八年度歲入歲出總豫算追加案(第二 案特第二號)	森林法中改正法律案
昭和九年度歲入歲出豫算追加 案(特第一號)	傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船 舶等乗車船優遇ニ關スル法律案
昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加 案(特第一號)	膠州灣舊租借地引渡ニ關スル條約實施ニ 伴フ損害ノ補償ニ關スル法律案
昭和九年度歲入歲出豫算追加案(第二 號)	同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
昭和八年度各特別會計歲入歲出豫算追加 案(特第一號)	昭和七年度第一豫備金支出ノ件、昭和七 年度特別會計第一豫備金支出ノ件、昭和七 年度特別會計第一豫備金支出ノ件、昭和七 年度特別會計豫備費支出ノ件、昭和七 年度豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲ス ヲ要スル件(追第一號)
昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加 案(特第一號)	石油業法案可決報告書
昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加 案(特第三號)	案(特第三號)

函館市ノ火災被害者ニ對スル租稅ノ免除 猶豫等ニ關スル法律案	會 議
第五十二 耕地擴張改良事業ノ豫算計 上ニ關スル請願	會 議
第五十三 石油鑛產稅免除ニ關スル請 願	會 議
第五十四 國道八號線改修ニ關スル請 願	會 議
第五十五 關門隧道促進ニ關スル請願 願	會 議
第五十六 東京、札幌間航空路促進ノ 會 議	會 議
第五十七 癫療養施設擴張ニ關スル請 願	會 議
第五十八 鳥取縣東伯郡竹田村ニ區裁 判所出張所設置ノ請願	會 議
○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ報告ヲ致 サセマス	(角倉書記官朗讀)
昨二十四日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府 提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆 議院ニ通知セリ	國立公園法中改正法律案
昭和八年度歲入歲出總豫算追加案(第二 案特第二號)	森林法中改正法律案
昭和九年度歲入歲出豫算追加 案(特第一號)	傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船 舶等乗車船優遇ニ關スル法律案
昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加 案(特第一號)	膠州灣舊租借地引渡ニ關スル條約實施ニ 伴フ損害ノ補償ニ關スル法律案
昭和九年度歲入歲出豫算追加案(第二 號)	同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
昭和八年度各特別會計歲入歲出豫算追加 案(特第一號)	昭和七年度第一豫備金支出ノ件、昭和七 年度特別會計第一豫備金支出ノ件、昭和七 年度特別會計第一豫備金支出ノ件、昭和七 年度特別會計豫備費支出ノ件、昭和七 年度豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲ス ヲ要スル件(追第一號)
昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加 案(特第一號)	石油業法案可決報告書
昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加 案(特第三號)	案(特第三號)

函館市ノ火災被害者ニ對スル租稅ノ免除 猶豫等ニ關スル法律案	會 議
第五十二 耕地擴張改良事業ノ豫算計 上ニ關スル請願	會 議
第五十三 石油鑛產稅免除ニ關スル請 願	會 議
第五十四 國道八號線改修ニ關スル請 願	會 議
第五十五 關門隧道促進ニ關スル請願 願	會 議
第五十六 東京、札幌間航空路促進ノ 會 議	會 議
第五十七 癫療養施設擴張ニ關スル請 願	會 議
第五十八 鳥取縣東伯郡竹田村ニ區裁 判所出張所設置ノ請願	會 議
○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ報告ヲ致 サセマス	(角倉書記官朗讀)
昨二十四日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府 提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆 議院ニ通知セリ	國立公園法中改正法律案
昭和八年度歲入歲出總豫算追加案(第二 案特第二號)	森林法中改正法律案
昭和九年度歲入歲出豫算追加 案(特第一號)	傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船 舶等乗車船優遇ニ關スル法律案
昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加 案(特第一號)	膠州灣舊租借地引渡ニ關スル條約實施ニ 伴フ損害ノ補償ニ關スル法律案
昭和九年度歲入歲出豫算追加案(第二 號)	同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
昭和八年度各特別會計歲入歲出豫算追加 案(特第一號)	昭和七年度第一豫備金支出ノ件、昭和七 年度特別會計第一豫備金支出ノ件、昭和七 年度特別會計第一豫備金支出ノ件、昭和七 年度特別會計豫備費支出ノ件、昭和七 年度豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲ス ヲ要スル件(追第一號)
昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加 案(特第一號)	石油業法案可決報告書
昭和九年度各特別會計歲入歲出豫算追加 案(特第三號)	案(特第三號)

○議長(公爵近衛文麿君) 日程第一、請願  
委員長報告、清岡子爵

朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案可決報  
告書  
臺灣私設鐵道補助法中改正法律案可決報  
告書  
朝鮮事業公債法中改正法律案  
輸出生絲販賣統制法律案  
貿易調節及通商擁護ニ關スル法律案  
官幣大社櫻原神宮ノ規模神域整美ニ關ス  
ル建議案(公爵一條實孝君外六名發議)  
同日衆議院ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

北海道土功組合法中改正法律案  
地方鐵道法又ハ軌道法ニ依リ交付スル國  
債證券ニ關スル法律案可決報告書  
日本銀行特別追加發行ニ關スル法律案可  
決報告書  
法律案可決報告書  
地方鐵道法又ハ軌道法ニ依リ交付スル國  
債證券ニ關スル法律案可決報告書  
昭和九年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル  
爲公債第二次追加發行ニ關スル法律案可  
決報告書  
金錢債務臨時調停法中改正法律案可決報  
告書  
同日衆議院議員選舉法中改正法律案兩院協  
議委員會ニ於テ當選シタル正副議長ノ氏名  
左ノ如シ

○議長(公爵近衛文麿君) 日程第一、請願  
委員長報告、清岡子爵

〔子爵清岡長言君演壇ニ登ル〕

○子爵清岡長言君(子爵清岡長言君)

報告ヲ致シマス、即チ昭和九年三月九日ヨ  
リ、昭和九年三月二十四日迄ノ御報告デゴ  
ザリマス、請願委員會ハ其第六回ヲ去ル三  
月十六日、第七回ヲ三月二十三日ノ一回開  
會イタシマシタ、請願委員分科會ハ、第一  
分科會ハ、其第五回ヲ去ル三月十二日ニ開  
會シ、採擇四十九件、不採擇一件、審査未  
了ニ屬スルモノ八件ヲ、其第六回ヲ三月十  
九日ニ開會シ、採擇十七件、審査未了ニ屬ス  
ルモノ一件ヲ審議イタシマシタ、第二分科  
會ハ其第五回ヲ去ル三月十三日ニ開會シ、  
採擇三十件、不採擇三件、審査未了ニ屬ス  
ルモノ二十七件、其第六回ヲ三月二十日ニ開  
會シ、採擇九件、不採擇二件、審査未了ニ  
屬スルモノ十七件ヲ審議イタシマシタ、第三  
分科會ハ其第五回ヲ去ル三月十二日ニ開  
會シ、採擇九件、不採擇一件、審査未了ニ  
屬スルモノ三件、其第六回ヲ三月十九日ニ開  
會シ、採擇九件、不採擇二件、審査未了ニ  
屬スルモノ十七件ヲ審議イタシマシタ、第四  
分科會ハ其第五回ヲ去ル三月十二日ニ開  
會シ、採擇九件、不採擇一件、審査未了ニ  
屬スルモノ五件、其第六回ヲ三月二十日ニ開  
會シ、採擇六件、不採擇一件、審査未了ニ  
屬スルモノ八件、以上合計八回各分科會ヲ開  
會シ、採擇合計三百三十件、不採擇十四件、  
審査未了ニ屬スルモノ七十五件ヲ審議イタ

ヲ去ル三月十四日ニ、即チ第四百六十九號カラ第五百四十二號ニ至ル七十四件、其八回報告ヲ三月二十四日ニ、即チ第五百四十三號ヨリ第六百十號ニ至ル迄六十八件ヲ報告イタシマシタ、請願委員會特別報告ハ其第四回ヲ去ル三月九日ニ、第五回ヲ三月十六日ニ報告イタシマシタ、請願書受領件數八百四十二件、之ニ連署イタシテ居リマスル人名數八十万四千七百六十名デゴザリマス、審査ノ經過並ニ其結果ハ第二回委員長報告ノ際、文書表ニ未ダ掲載ニ至ラザルモノ四十五件、第二回委員長報告後受領シタル請願件數九十七件、合計百四十二件デゴザリマス、尙ホ此外ニ第二回委員長報告ノ際、文書表ニ掲載シタルモノノ中、審査未了ニ屬スルモノ百四十五件、之ヲ合計イタシマシテ二百八十七件ト相成リマス、之ガ審議ノ結果、議院ノ會議ニ付スベシトスルモノ、即チ採擇シタルモノ百三十件、議院ノ會議ニ付スルヲ要セズトスルモノ、即チ不採擇十四件デゴザリマシテ、即チ文書表第百七十九號、第二百七號、第二百三十五號、第二百四十八號、第二百四十九號、第三百五十六號、第四百三十一號、第四百三十五號、第四百七十六號、第四百八十六號、第四百九十四號、第五百號、第五百十三號、第五百十八號、以上ノ十四件デゴザイマシテ、審査未了ニ屬スルモノ七十五件デゴザイマス、以上ハ昭和九年三月二十四日午後四時審査ノ總御報告デゴザイマス、次ニ請願文書表ニ未掲載ノ請願書三件デゴザイマス、審査未了ニ屬スルモノ七十五件デゴザイマス、尙ホ此外ニ縮切後受領シタルモノ、

計二十四回開會イタシマシタ、請願文書表  
報告ハ總計八回、請願委員會特別報告ハ總  
計六回、請願書受領總件數ハ六百十三件、  
請願人ノ總數ハ三十八萬八百十七名デゴザ  
イマス、請願文書表ニ掲載シタル件數ハ六  
百十件デゴザイマス、而シテ之ガ審議ノ結  
果、議院ノ會議ニ付スベシトスルモノ、即  
チ採擇三百五十一件、議院ノ會議ニ付スル  
ヲ要セズトスルモノ、即チ不採擇三十七件、  
審査未了ノモノ二百二十五件デゴザイマ  
ス、以上ハ昭和九年三月二十四日午後四時  
締切迄ノ御報告デゴザイマス

○議長（公爵近衛文麿君）　日程第二ヨリ第一  
八迄、一括シテ議題トナスコトニ御異議ゴ  
ザイマセ又カ

○議長（公爵近衛文麿君） 御異議ナイト認取  
メマス、昭和七年度第一豫備金支出ノ件外  
六件、承諾ヲ求ムル件、衆議院送付、會議  
委員長報告、委員長阪本鉄之助君

ザリマス、尙ほ此外ニ第二回委員長報告ノ際、文書表ニ掲載シタルモノノ中、審査未了ニ屬スルモノ百四十五件、之ヲ合計イタシマシテ二百八十七件ト相成リマス、之ガ審議ノ結果、議院ノ會議ニ付スペシットスルモノ、即チ採擇シタルモノ百三十件、議院ノ會議ニ付スルヲ要セズトスルモノ、即チ不採擇十四件デゴザリマシテ、即チ文書表第百七十九號、第二百七號、第二百三十五號、第二百四十八號、第二百四十九號、第三百五十六號、第四百三十一號、第四百三十五號、第四百七十六號、第四百八十六號、第四百九十四號、第五百號、第五百十三號、第五百十八號、以上ノ十四件デゴザイマシテ、審査未了ニ屬スルモノ七十五件デゴザ

昭和九年三月二十四日 報告候也

委員長 阪本鉄之助

貴族院議長公爵近衛文麿殿  
（阪本彦之助君演壇ニ登ル）

官報號外  
昭和九年三月二十六日

貴族院議事速記錄第三十三號

昭和七年度第一

豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)外六件  
會議

四

ト云フコトハ、矢張リ此議會ノ協賛ヲ經タ  
方ガ繼當デヘナイカト云フ意見ガ出マシタ、  
尙ホ帝國ヨリ派スル人ミ、全權ノ勿論ノ  
コトデアリマスガ、全權ノ隨員ト云フモノ  
ノハ附イテ來ナイヤウニ聞イテ居ルケレド  
モ、ソレハ土地ノ關係、地理ノ關係モアリ  
ノ國デハソンナニ澤山ノ隨員ナント云フモ  
ノハ附イテ來ナイヤウニ聞イテ居ルケレド  
モ、ソレハ土地ノ關係、地理ノ關係モアリ  
ノ國ノ通リニヘ參リマスマイケレドモ、之ヲ  
俗ニ謂フ大名行列ラシイコトハ、少シ御見合  
セニナル譯ニハイカヌカト云フ意見ガ出マ  
シタノデアリマス、折節外務大臣ハ差支ヘ  
シテ居リマシテ、參與官ガ政府委員トシテ出  
席サレテ居リマシタ、此陳述ニ對シテ成ル  
ベク豫算ニ計上シタイト云フ御意見ヘ御尤  
モデアッテ、政府モ成ルダケ注意ラシテ居ル  
ケレドモ、ドウモ間ニ合ハヌ場合ガアッテ、  
斯ウ云フコトニナツテ居ルト云フ辯明デア  
リマシタ、多數ノ人ガ參列スルト云フコト  
ヲ少シ差控ヘテハドウカト云フ意見ニ付テ  
ハ、遺憾ナガラ參與官デハ政府ノ意見ヲ申  
上ゲル權限ヲ持タヌカラ、御陳述ノ趣キハ外  
務大臣ヘ篤ト申シ通ジテ置キマスルカラト  
云フコトデアリマシタ、尙ホ委員カラハド  
ウゾソレハ是非外務大臣ヘ御取次ヲ願ヒタ  
イト云フコトデアリマシタ、モウ一件ハ八  
年度ノ特別會計ノ中ニ於キマシテ、專賣局  
ノ專賣品ノ賠償及購買費ト云フ所ニ於キマ  
シテ、工業用原料ノ鹽ノ買上げ經費ノコト  
ガアリマスノデ、此事ニ付テ少シ是ハ玄人  
デナイト分ラヌコトデアリマスガ、其委員  
ハ御精シイ譯デアッテ、政府委員トノ間ニ御  
問答ガアリマシタガ、是ハモウ取立テテハ  
申上ゲマセス、唯サウ云フ御應答ガアッタ

ト云フダケヲ申上ゲテ置キマス、ソレガ終リマシテ決議ニ入リマシタノデアリマスガ、何等變ツタ御意見モゴザイマセズ、此七件ヲ悉ク承諾ヲ與ヘルト云フコトニ決定ヲ致シマシタ、是ダケノ結果ヲ御報告イタシテ置キマス。

○議長(公爵近衛文麿君) 御質疑ガナケレバ七案ヲ一括シテ採決イタシマス、委員長ノ報告通り各案ニ對シテ承諾ヲ與フルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認メマス。

○子爵池田政時君 日程第九、第十、第十一、第十二竝ニ第十四ハ、同一委員ニ付託サレテ居リマスル關係上、此際日程ヲ變更シ右各案ヲ一括上程サレ、委員長ノ報告ヲ煩ヘシ、審議ヲ進メラレムコトノ動議ヲ提出イタシマス。

○子爵西大路吉光君 賛成。

○議長(公爵近衛文麿君) 池田子爵ノ動議ニ御異議ガゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認メマス。

○議長(公爵近衛文麿君) 日程第九、昭和九年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案、日程第十、絲價安定融資擔保生絲買收法中改正法律案、日程第十一、日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律案、日程第十二、地方鐵道法又ハ軌道法ニ依リ交付スル國債證券ニ關スル法律案、日程第十四、昭和九年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債第二次追加發行

ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、大河内子爵ル爲公債追加發行ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和九年三月二十四日 告候

貴族院議長公爵近衛文麿殿

委員長 侯爵細川 護立

貴族院議長公爵近衛文麿殿

絲價安定融資擔保生絲買收法中改正法  
律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和九年三月二十四日 告候

貴族院議長公爵近衛文麿殿

委員長 侯爵細川 護立

貴族院議長公爵近衛文麿殿

絲價安定融資擔保生絲買收法中改正法  
律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和九年三月二十四日 告候

貴族院議長公爵近衛文麿殿

委員長 侯爵細川 護立

貴族院議長公爵近衛文麿殿

日本銀行特別融通及損失補償法中改正  
法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和九年三月二十四日 告候

貴族院議長公爵近衛文麿殿

委員長 侯爵細川 護立

貴族院議長公爵近衛文麿殿

委員長 侯爵細川 護立

昭和九年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債第二次追加發行ニ關スル法律案外四件

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和九年三月二十四日 告候

貴族院議長公爵近衛文麿殿

〔子爵大河内輝耕君演壇ニ登ル〕

子爵大河内輝耕君 委員長御差文デ私力  
ヲ御報告ヲ申上ダマス、昭和九年度一般會  
計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關  
スル法律案、是ハ追加豫算ニ伴ヒマシテ千  
六百七十萬圓ノ赤字公債ヲ出スト云フ案デ  
ゴザイマス、之ニ付キマシテ質問ガゴザ  
ルノカ、市場ノ公債ヲ消化スル所ノ限度如  
何、斯ウ云フ質問ガアツタ、之ニ對シマシテ  
ケレドモ、又説明スルコトヘ出來ヌモノダ  
ル、ソレカラ又斯ウ云フ質問モ出マシタ、  
注意ヲ拂ッテ、市場ニ迷惑ヲ及ボサナイヤウ  
ニ最モ此點ニ付テハ重キヲ置イテ考ヘテ居  
ル、ソレカラ又斯ウ云フ質問モ出マシタ、  
赤字公債ガ斯ウ云フ風ニ出テ、終ヒニハ始  
末ガ付カナクナルダラウガ、政府ハモウ少  
シ注意ヲシテ、此赤字公債ヲ減スヤウナ工  
風ハアルマイカ、時局ハ隨分重大ナコトハ  
モ、成ルベク是ハ減スヤウナ方針デヤツ  
シテ、斯ウ云フ質問ガゴザイマシタ、之ニ對  
シテ政府ハ誠ニ尤モナコトダ、併シ中ニハ

ナガラ一概ニ無駄ト言ツテモ、其無駄ヲ省ク  
ト云フト却テ他ニソレ以上ノ害ヲ生ズルヤ  
ウナ場合ガアルカラ、無駄ダト分ツテ居ツテ  
モ一概ニヤメル譯ニモイカナイ、ソレカラ  
又世間デハ大藏大臣ガ一人デ財政ヲ心配シ  
テ、外ノ大臣ハ構ハヌヤウニ思ツテ居ルケ  
レドモ、決シテサウ云フコトハナ、閣僚  
一致シテ財政ノ確立ニ付テハ専心努力シテ  
居ルノダ、斯ウ云フ御説明ガアリマシタ、  
之ヲ以テ昭和九年度一般會計ノ歲出ニ充ツ  
ル爲公債追加發行ニ關スル法律案ハ、サウ  
云フ質問應答ガゴザイマシテ全會一致可決  
ニナリマシタ、次ニ絲價安定融資擔保生絲  
買收法中改正法律案、是ハ生絲ノ融資ニ對  
シマシテ、今迄ハ五分利公債ヲヤルノヲ、  
金利ガ低下シタノデスカラ五分利デナクテ  
モ宜イト云フコトニシヤウト云フ案デゴザ  
イマス、之ニ付キマシテハ生絲ノ買入並ニ  
處分、將來ドレダケノ公債ヲ發行スル見込  
シマシテ、斯ウ云フ風ニ政府ハ低金利政策  
ヲヤツテ居ル、ソレハ宜シイ、成程市場ノ金  
利ガ下ツテ來レバ公債ノ利率ヲ下ゲルノハ  
當然ノコトデアルケレドモ、サウカト言ツテ  
政府デ貸シテ居ル方ノモノモ氣ヲ付ケテ貰  
ヒタイ、借リルモノダケ下ゲテ貸シタモノ  
ハチツトモ下ゲナイ、色ミナ例ヘバ不動産融  
資、中央金庫竝ニ勸業銀行、農工銀行等ニ  
對スル融資ナドモ五分三厘ヲ依然トシテ釘  
付ノ儘ダ、是ナドハ預金部ガ三分デアル以  
上、マダ一分位下ゲタツテ良ササウナモノ  
ダ、其外ニ幾ラモサウ云フ例ガアルヂヤナ  
イカ、斯ウ云フ質問ガアリマシタ、之ニ對  
シテ政府ハ誠ニ尤モナコトダ、併シ中ニハ



ノ市價ノ騰貴ハ、其趨勢ハ認メル、丁度此法律ノ關係デ騰貴スルヤウニ考ヘラレルケ

レドモ、ソレハ必シモ此法律ノミガ原因トハ考ヘラレヌ、斯ウ云フ答デアリマス、更ニ政府ハ此法律方出來テ、統制セラレマス

結果シテ、將來長キニ瓦ツテ之ヲ見レバ、寧ロ價格ノ急激ナル騰貴ヲ避ケテ、一般消費者ヲシテ決シテ不利ヲ來タスガ如キコトハナイト確信スルト云フ答デアリマス、而シテ此點ニ於テハ尙ホ政府ハ、特ニ留意セラレルコトハ勿論デアリマスガ、假ニ市價ガ騰貴シマシタ場合ニ於テハ、所謂急激ナル騰貴ヲ見ルガ如キ場合ニアリマシテハ、此法律ガ施行サレル前ニ於キマシテハ產業統制ニ關スル法律ニ依リ、又此法律ガ出來上リマシタ後ハ、此法律ノ第七條ノ運用ニ依ツテ其適正ヲ期スル覺悟デアルト云フ言明ヲ得タノデアリマス、續イテ諸種ノ質問ガアリマシタ、是ハ煩瑣ニ瓦リマスノデ項目ヲ申上ゲマス、ソレハ民間業者ノ石油保有ニ對スル負擔ノ質問デアリマス、尙ホ石油ニ關スル外國ノ立法令ノ質問モアリマシタ、内地ノ油田、或ハ海外ノ油田供給地其他ノ問題モアリマシタ、石油ノ貯藏期間ノ長イトカ短イトカ、サウ云フ質問モアリマシタ、低溫乾溜ニ付テノ質問モアリマシタ、尙ホ石油業委員會ノ組織ニ付テノ質問モアリマシタ、是等ハソレノ答辯ヲ得タノデアリマス、昨日ノ午前ニ石油ニ關スル質問ハ終リマシタ、午後討議ニ入ッタノデアリマス、討論ノ爲ニ發議サレマシタ方ハ數名アリマス、併シ委員トシテ之ニ反対ノ意見ヲ述べラレタ者ハ一人モナカツタノデアリマス、唯將來勅令ガ出ル場合ニ、此勅令ニ付テ色ニ注意ヲ喚起サレ、或ハ貯藏期間ニ

關シテ或ハ長キニ失スルコトガナイカト云フヤウナコトニ付テ、政府ニ對スル希望ト

意見ヲ具陳セラレタノデアリマス、討論ノ後ニ本案全部ヲ問題ニ供シマシタラバ、異

議ナク可決シタ次第デアリマス、尙ホ此法律案ノ採決ニ先ダチマシテ、一委員ヨリ付

帶決議ノ希望ガアツタノデアリマス、委員會ニ於キマシテハ直ニ之ヲ諮リマシテ、委員

會ノ希望トンシテ本會議ニ報告スルコトニ異議ナク可決シタ次第デアリマス、其決議ノ文案ヲ朗讀イタシマス

政府ハ我国内外ノ狀勢ニ鑑ミ速カニ石油ノ供給及保有ノ完備ヲ期シ國防ニ資スルト共ニ市價ノ急激又ハ不當ナル騰貴ヲ防

キ國民生活ニ不安ナカラシムル方策ヲ講スヘシ

是ニテ石油業法案ノ報告ヲ終リマス、次ニ鑑業法中改正法律案ニ付テ申上ゲマス、此鑑業法案ハ軍事上及產業上ノ見地ヨリ致シマシテ、現行ノ鑑業法所定ノ鑑物ノ中ニ新ニ「ニツケル」鑑、「コベルト」鑑、石膏及重晶石ノ四種ヲ加ヘマシテ、是等鑑物ノ掘採事業ノ圓滿ナル發達ヲ期スルト云フ趣旨ヲ承リマシタ、而シテ之ニ伴ヒマシテ既得ノ権利者ニ對シマスル利益ノ保護ハ、此法律ノ附則ノ方ニ規定サレテ居ルノデアリマス、委員會ニ於キマシテハ此法律案ニ付テハ殊ニ簡單ナル質問ガ一二アツタノミデアリマス、直ニ質問ヲ終ヘマシテ討論ニ入リマス、委員會ニ於キマシテハ此法律案ニ付テハ

案ハ國內資源ノ開發トイタシマシテハ、一滴ノ石油ノ増産ニモ値ヒセヌモノデアリマス、唯一朝有事ノ際ニ幾分ノ石油ヲ持合セルコトニ對シテ效力ガアルモノニ過ギヌモ

ノ貯蓄主義ヲ執ラルナラバ當然爲サネバ

ナラヌ所ノ方策デアルト思フノデアリマス、併ナガラ幾ラ大盛リニ致シマシテモ、

ノ貯蓄主義ヲ執ラルナラバ當然爲サネバ

ナラヌ所ノ方策デアルト思フノデアリマス、況ヤ若シ政府ガ説明サルル如ク、此際燃料

違ツテ居ルノデアリマス、或ハ本法ノ全能ヲ發揮スル所以ニ非ズト思フノデアリマス、

テ「オムレツ」ヲ食ヘウトスルコトガ既ニ間

ナケチナ根性デドウシテ此重大ナル問題ノ解決ガ付クデアリマセウカ、卯ヲ割ラズシ

ルコトヲ處レタノデハアリマセウガ、ソン

對シマスル利息等モ見テヤラネバナラヌ、即チ之ガ補給ノ爲ニ相當、國家ノ負擔トナ

ウデアリマス、同ジヤルナラバ何故モット大盛リニシテ、此法律案ノ全能ヲ發揮スルコトニ努メラレヌノデアリマセウカ、切メテハ十二箇月卽チ一箇年位ナモノニサレヌノ

トニ努メラレヌノデアリマセウカ、ソレニハ各會社ノ負擔ヲウデアリマス、同ジヤルナラバ何故モット大盛リニシテ、此法律案ノ全能ヲ發揮スルコトニ努メラレヌノデアリマセウカ、ソレニハ各會社ノ負擔ヲ

起イタシタイコトハ、承ヘレバ政府ハ此盛切リ一杯ノ飯ヲ六箇月分ト致サムトスルサト云フコトハ知レ切タコトデアリマス、此意味ニ於キマシテ殊ニ政府ノ御注意ヲ喚起イタシタイコトハ、承ヘレバ政府ハ此盛切リ一杯ノ飯ヲ六箇月分ト致サムトスルサト云フコトハ知レ切タコトデアリマス、カラ海外ニ仰イデ居リマシタ所ノ國民ガ争ツテ食シタ日ニハ、忽チ食ヒ盡サレテシマ

ナズ、有事ノ日ニ皆必ズ大飯ヲ食フニ相違ル所ガ多クゴザイマセウ、又之ヲ惡用イタハ、譬ヘバ兩刃ノ刃物ノヤウナモノデアリマス、之ヲ善用スレバ一般石油業ニ統制ト

安定ヲ得シメ、從テ將來燃料國策ニ寄與スル所ガ多クゴザイマセウ、又之ヲ惡用イタハ、譬ヘバ兩刃ノ刃物ノヤウナモノデアリマス、之ヲ善用スレバ一般石油業ニ統制ト

ス、要ハ政府當局者ノ運用ノ巧拙如何ニ存スルモノデアルト思フノデアリマス、此法律案中一事吾人ノ最モ見逃ス能ハザル所ノモ

ノハ、其第五條ノ、石油精製業者又ハ石油輸入業者ニ對シテ、其輸入數量ヲ標準トシテ

或一定ノ石油量ヲ當時保存スルノ義務ヲ負案中一事吾人ノ最モ見逃ス能ハザル所ノモ

ハシメル事デゴザイマス、是ハ申ス迄モナク一朝太平洋ニ波立騒ギ、海外輸入ノ杜絶カラ生ズル所ノ石油危機ニ際シマシテ、昔

ノ常平倉ノ機能ヲ發揮セシムルコトヲ意味スルモノデアリマス、此常平倉ニ類スル考

案ハ、此燃料國難ニ際會シマシテ、政府トシテ何故施設ノ見ルベキモノナキ日ニ於キ

スルモノデアリマス、此常平倉ニ類スル考

案ハ、此燃料國難ニ際會シマシテ、政府トシテ何故施設ノ見ルベキモノナキ日ニ於キ

スルモノデアリマス、此常平倉ニ類スル考

案ハ、此燃料國難ニ際會シマシテ、政府トシテ何故施設ノ見ルベキモノナキ日ニ於キ

スルモノデアリマス、此常平倉ニ類スル考

案ハ、此燃料國難ニ際會シマシテ、政府トシテ何故施設ノ見ルベキモノナキ日ニ於キ

スルモノデアリマス、此常平倉ニ類スル考

案ハ、此燃料國難ニ際會シマシテ、政府トシテ何故施設ノ見ルベキモノナキ日ニ於キ

スルモノデアリマス、此常平倉ニ類スル考

案ハ、此燃料國難ニ際會シマシテ、政府トシテ何故施設ノ見ルベキモノナキ日ニ於キ

スルモノデアリマス、此常平倉ニ類スル考

案ハ、此燃料國難ニ際會シマシテ、政府トシテ何故施設ノ見ルベキモノナキ日ニ於キ

リトナル所ノ物ヲ持タヌト擇ブ所ガナインデアリマス、サレバ此一椀ノ飯ガ、有事ノ又ソレガドノ位績クデアリマセウカ、昔力

日ニドレダケノ用ヲナスノデアリマセウカ、昔力

又ソレガドノ位績クデアリマセウカ、昔力

ラ、此盛切リノ一椀ニ代ル所ノ大キナ飯櫃ノ用意ヲスルト云フコトガ刻下何ハ措イテモ急務デアルト云フコトハ、何人モ疑ハナシ所デアリマス、此點ニ關シマシテ本員ハ過般此演壇ニ立チマシテ、政府當局ニ向ヒテ質ス所ガアリマシタガ、爾來今日ニ至ル迄豫算總會、分科會ニ於テ詳カニ政府ノ燃料ニ對スル畫策ニ付テ質シテ見マシタ所ガ、政府ニ於テハ何等吾人ヲ首肯セシムルニ至ル所ノ政策ヲ有セズ、又其一端ヲ彷彿スルニ足ルベキ豫算ノ具現ダニ認メルベキモノナキヘ、本員ノ最モ失望スル所デアリマス、例へバ政府ハ此窮迫ノ場合ニ油田ノ調査ヤ試掘ナドラシテ居テハ間ニ合ハヌ、宜シク向ヅテ計上サレタカト仔細ニ検討イタシマハレルノデアリマスガ、成程ソレモ結構デアリマス、然ラバドレダケノ經費ヲソレニ現物ノ買入及貯蓄ニ依ルノ法ヲ考ヘタト言シタ所ガ、如何様軍部ノ燃料費ノ上ニ、例年ニ比シマシテハ幾分ノ餘裕ガ見込マレテアルコトハ發見サレタノデアリマスガ、ソレトテモ眞ニ幾分ノ餘裕ト云フニ過ギズ、一朝有事ノ際、軍ノ大消費ノ前ニハ殆ド取買溜ニ力ヲ入レルニ如カズト云フガ如キ、申分ニ副ハナイモノデアルコトハ勿論デアリマス、若シ政府ニシテ斯カル申譯の言葉調査ヤ試掘ナドハ間ニ合ハヌカラ、買入、瓦リマスガ、先年佛國ノ地中海ノ艦隊司令長官「ゼルミネ」提督ガ、彼ノ率キル所ノルト思フノデアリマス、是ハ少シク餘談ニナラバ、ソレハ思ハザルモ甚シキモノデアリマス、若シ政府ニシテ斯カル申譯の言葉艦隊ノ不準備ノ或弱點ヲ暴露イタシマシテ

憚ラナカツタ廉ヲ以チマシテ、時ノ總理ノ  
「クレマンソー」カラ喚ビ付ケラレテ大目玉  
ヲ頂戴イタシテ、直ニ革職ノ嚴罰ニ處セラ  
レタノデアリマス、然ルニ當時一般國民カ  
ラハ、提督ヘ能クコソ率直ニ我ニ其眞相  
ヲ知ラセテ吳レ、我ニノ油斷カラ覺醒サセ  
テ吳レタト、「ゼルミネ」提督ノ愛國的行  
爲ヲ喝采シテ已マナカツタ云フコトデア  
リマス、凡ソ國防ノコトハ妄リニ其弱點ヲ  
誇張シテ、國民ヲシテ不必要ナル危惧ヲ懷  
カシムルガ如キハ、最モ慎マナケレバナラ  
スト同時ニ、其反對ニ過度ニ「カムフラ一  
ジユ」サレタ言葉ヲ用ヒテ國民ヲシテ其眞  
相ニ觸レザル所ノ、安心ノ上ニ眠ラセテ置  
クト云フコトハ、國家ヲ思フ者ノ決シテ取  
ラザル所デアルト思フノデアリマス、大藏  
大臣ハ過日此演壇カラ、政府ハ燃料ノ爲ニ  
各省ヲ通ジテ三百十九萬圓カラノ豫算ヲ計  
上シタト、如何ニモ政府モ燃料ニハ重キヲ  
置クガ故ニ、他ノ豫算ニ比シテ優先的ノ考  
慮ヲ拂ハレタル如キ口吻ヲ漏サレテ居リマ  
シタガ、焉ゾ知ラン政府ハ國防第一ヲ標  
榜シテ豫算ヲ編成シテ居リナガラ、國防  
要素中其第一線ニ居ルベキ燃料ニ對シ  
テ、タゞタ三百餘萬圓ト云フガ如キ僅少  
ナル金額ニ對シ、ソレヲ如何ニモ最負目ニ  
計上サレタガ如ク申サレル所ニ、燃料ニ對  
スル財務當局ノ多大ナ認識不足ノ存在シテ  
ラ見テ以テ不可缺ナリト思惟シ計上サレタ  
ル燃料豫算ヲ、片端カラ削減セラレタル主  
管ノ商工大臣ハ、何故ニ國家ノ大局ニ立ツテ  
算算閣議ニ於テ、海軍大臣ト共同戰線ノ下

ニ財務當局ノ認識ヲ促スコトニ向シテ其全努力ヲ費サザリシカ、今ヤ千萬悔シモ歸ラヌコトデアリマス、又此點ニ關シテハ是迄相當ニ苦言ヲ呈シテ置イタノデアリマスカラ、今ハ姑ク措イテ間ヒマセヌ、然ラバ其三百十九萬圓ハ如何ナル仕事ニ充當セラレタカト檢討イタシテ見マスレバ、北樺太石油會社ノ試掘助成ヲ初メト致シ、臺灣檺太等油田ノ試掘、其他民間ノ低溫乾溜助成等、各方面ニ瓦リホンノ少シバカリ宛零細標榜セラレタ所謂急迫ノ場合、油田検査ヤ試掘ヘ間ニ合ハヌカラ、貿溜メ貯蓄ニ力ヲ入レタト言ハレル所ノ方針トハ、似テモ似ツカヌ所ノ矛盾撞著ヲ暴露シタモノニ非ズシテ何デアリマセウカ、之ヲ以テ見マシテモ政府ノ燃料ニ對スル國策ナルモノハ、眞ニ無爲、無策、無方針ナルコトヲ如實ニ語ルモノデアリマス、諸君、此國際政局ノ重大期ヲ眼前ニ致シマシテ、日暮レテ道遠キ境遇ニ迄押詰メラレ、而モ此袋路ヨリ脱出スルノ途ヲ講ズルノ熱心ト氣力ヲ缺ケルコトハ、實ニ國家ノ爲メ深憂ニ堪ヘザル所ノモノデアリマス、果然昭和九年度豫算案上程ノ日、柳澤豫算委員長カラ豫算審議ノ經過報告ニ際ニモ、先ヅ其勞頭ニ此燃料問題ガ全豫算會議ヲ通ジテ如何ニ豫算委員ノ間ニ重要視サレタカヲ審カニサレ、其後各同僚カラ豫算問題ニ關聯シテ、諸種ノ御意見ノ陳述ノ際ニモ、屢々此燃料問題ガ援用サレマシタルコトニ見マシテモ、我ガ貴族院ガ如何ニ此問題ニ向シテ多大ノ關心ヲ有シテ居ルカハ、定メテ閨僚諸公ニ於テモ看取サレタ所ノモノデアラウト思フノデアリ

マス、又此法案ニ關スル衆議院ノ特別委員會ニ於ケル速記錄ヲ見マシテモ、各委員諸君ノ熱烈ナル言論ニ微シマシテモ、言々句句如何ニ我ガ國民ガ此燃料問題ノ前途ニ對シ、多大ノ關心ヲ有シテ居ルカト云フコトガ如實ニ窺ハレルノデアリマス、尙ほ翻テ思ヒマスルニ、燃料問題ガ斯ク迄行詰マレル原因ニ付キマシテハ、幾多ノ理由ハ是アルト致シマシテモ、既ニ今日迄本員ガ屢々指摘イタシマシタ如ク行政機構ノ缺陷、即チ國防ヲ合理化セシムル所ノ審議機關ノ缺如等モ、亦與ツテ其因由タルヲ失ハズト思フノデアリマス、免モ角モ此大問題ノ解決ニハ、速ニ最モ權威ヲ有スル所ノ審議機關ヲ設ケ、之ニ依ツテ大方針ヲ決定サレルコトガ、目的達成ノ上ニ於テノ第一步デアルト云フコトヲ知ル者デアリマスガ、此點ニ付キマシテ政府當局ノ、殊ニ深甚ナル御省察ヲ冀フモノデアリマス、齊藤總理ハ豫算總會ニ於テ、燃料ノ將來ニ對シテハ大イニ努力サルベキコトヲ言明サレテ居ルノデアリマス、併ナガラ單ニ努力ト云フガ如キ抽象的ノ御言葉ヲ拜聽スルダケデハ、其幅モ奥行モ之ヲ計ルノ尺度ヲ有タザル今日ニ於キマシテハ、唯ソレガ豫算ノ數字ノ上ニ現ハレ來ツタ時、初メテ努力ノ意味ヲ知ルコトガ出来ルノデアリマス、茲ニ於テ本員ハ次年度ノ豫算ニ於テ、政府ハドレダケノ努力ノ實ヲ示サレルノデアリマセウカ、コヨ一兩年ニ迫る焦眉ノ急ヲ眼前ニ控ヘナガラ、マサカニ今年ノ豫算ニ現ヘレタルガ如キ無爲無策ノ、燃料國策ノ上ニハ殆ド意義ヲ成サヌ體ノ貧弱極マル所ノ豫算ヲ以テ、再ビ吾人ニ見ユルガ如キハ萬ナカルベキコトヲ期待イタシ、且ツ總理大臣ノ吾人ニ與ヘラレタ



ル營業本位ニ依ツテ建設セラレル所ノ地方  
鐵道トハ、大イニ其趣ヲ異ニシテ居ルノデ  
アリマス

(副議長伯爵松平頼壽君議長席ニ著ク) サレバ政府ニ於キマシテハ朝鮮ニ於ケル私設鐵道ノ助成發達ニ付テハ特別ノ厚キ補助ヲ與ヘテ其自立ヲ加ヘ、或ハ特ニ厚キ補助ヲ與ヘテ其自立ヲ保障シ、更ニ又進ンデ之ヲ、買收シテ、國有ト爲スト云フ所ノ方針ヲ樹立セラレテ居リマスト云フコトハ、是ハ固ヨリ至當ノコトデアルノデアリマス、然ルニ今回提出セラレマシタ改正案ヲ見マスト云フト、朝鮮ノ鐵道ニ對シテ特別ノ保護ヲ加ヘテ行クト云フ所ノ精神ニ、大分減殺セラレル所ノモノガ出テ參ツタノデアリマス、是ハ從テ朝鮮ノ鐵道ニ對シテ特別ノ保護ヲ加ヘテ行クト云フ所ノ精神ニ、大分減殺セラレル所ノモノガ出テ參ツタノデアリマス、是ハ過去ノ歴史ヲ輕ンジ、政府ノ言明ニ副ハナイヤウナ嫌モアルノデアリマス、何ヲ以テ左様ナコトヲ申スカト云フト、今度ノ改正ノ要點ハ總テ其傾ヲ有ッテ居ルノデアリマス、只今委員長ノ報告サレマシタル所ノ改正ノ要點、其中ニハ御擧ゲニナリマセヌデアリマシタガ、先づ其一つハ從來ノ補助金ノ對照ハ資本金及社債、又ハ借入金トナッテ居リマシタモノヲ、ソレヲ建設費ト云フモノニ改メルコトニサレタノデアリマス、ソレカラ補助ヲ與ヘル期間ノ、初メハ會社ヲ設立シタ時カラト從來ナッテ居リマシタモノナルノデアリマス、此二ツノ點ハ内地ノ其間大分長イ間ノ年所ヲ要スルノデアリマスガ、其間補助ト云フモノハ無クナルコト開始ノ時カラト云フコトニナッテ居リマス、ニナルノデアリマス、此二ツノ點ハ内地ノ補助法ガ斯様ニナッテ居ルカラト云フノデ、

其法制上ノ統一ヲ圖ル爲ニ、朝鮮ニ於ケル  
鐵道ノ特異性カラ生ズル利益ヲ犠牲ニセラ  
レタヤウナコトニ見エルノデアリマス、其  
三ハ、從來ノ補助率ハ八分デアリマシタモ  
ノガ六分ニ減ゼラレマシタ、而シテ五年ノ  
伸長ヲ見マシタ期間ニ於テハ、ソレヨリモ  
尙ホ一分ヲ減ジテ、五分ト云フコトニナッタ  
ノデアリマス、デ六分ト云フコトハ今日ノ  
低金利時代デアリマスカラ先づイムヲ得ナ  
イト云フコトニ致シマシテモ、伸長シタル  
五年間ノ間更ニ又一分ヲ減ズルト云フノハ、  
甚ダ酷デアルト思フノデアリマス、何トナ  
レ會社へ自立スルコトガ出來ナイ、又國  
營トシテ、國有トシテ之ヲ買收スルコトガ  
出來ナイト云フノデ、補助期間ヲ延長サレ  
テ居ルノデアリマスカラ、其必要アッテ補助  
期間ヲ延長スルト云フコトデアルナラバ、  
前ノ十五箇年間ト同様ナル補助率ニ依ツテ、  
補助シテ行クコトガ當然デアルト思フノデ  
アリマス、殊ニ既設會社ニ付テ之ヲ見マス  
ト云フト、今迄ハ八分ノ補助ヲ受ケテ居ツ  
タモノガ、俄然茲ニ五分ノ補助率ニ引下ツテ  
シマフト云フコトニナルノデアリマス、是  
ハ非常ナル激變デアリマシテ、會社トシテ  
ノ苦痛ハ大ナルモノガアラウト思フノデア  
リマシテ、六分補助ノ方針ヲ以テ立テラレ  
タル所ノ此改正案ト云フモノガ、其趣意ヲ  
全ウスルコトガ出來ナイコトニナルノデア  
リマス、而モ既設會社ノ十五年ヲ經過シタ  
シマシテモ甚ダ不公平デアルト思フノデア  
リマス、ソレカラ次ニハ社債又ハ借入金ニ  
フコトニナルノデアリマス、此權衡カラ申  
五年間ハ、新ニ茲ニ設ケラレマシタ會社ニ  
對スル補助率ヨリモ一分ヲ減ゼラレルト云

シタコトノ、利益ヲ奪ハレタコトデアリマス、是迄ハ借入又ハ登記ノ日カラ、社債登記又ハ借入ノ日カラ向フ十五箇年間補助ヲ貴フコトノ規定ニナツテ居ルノデアリマス、然ルニ今回ノ改正ニ依テソレガ會社方設立サレテカラ十五年ニナルト、社債又ハ借入金ニ對スル補助ガ打切ラレルト云フコトニナルノデアリマス、此事ニ關シテハ、過般此議場ニ於テ、拓務大臣ニ御尋ヲ申シマシタル所ガ、既設會社ニ對シテハ從來ノ補助率ニ依テ十五年間補助ヲ保證スルノデアルト、言明セラレマシタケレドモ、其由ツテ來タル所ノ法文ノ根據ガナイヤウデアリマシタカラ、尙ホ重ネテ御尋ヲ申上ガマシタル所ガ、區間別ノ問題ニ「カモフラー」ジユ」サレマシテ、遂ニ私ヘ了解ヲスルコトガ出來マセヌカツカラ、特別委員會ニ於テ委員外議員トシテ政府ニ御尋ヲ申シタノデアリマス、所ガ政府委員ノ御答辯デハ、旣設會社ニ對スル社債又ハ借入金ニ對スル補助ト云フモノハ、會社設立ノ時カラ十五年目ニナレバ打切ルコトノ趣意ニ依テ附則第一項ガ出來テ居ルノデアル、斯ウ云フコトヲ述ベラレタノデアリマス、ソレデ私ハソレニ對シテ左様ニナルト云フト、拓務大臣ノ言ハレタコトト達フヤウデアルノミナラズ、從來ノ利益ヲ尊重シテヤルト云フ趣意ニモ副ハヌ、殊ニ前ノ所謂現行法ノ第二條ニ定メテ居ル所ノ、社債登記ノ日又ハ借入ノ日カラ向フ十五箇年間補助スルト言フタ、其明文ニ反スルノデハナイカト云フコトマデ申シタノデアリマシタガ、政府委員ハ矢張リ此區間別ノ問題、或ハ總督府ニ於ケル事務取扱方等ノ問題ニ「カモフラー」ジユ」サレマシテ、遂ニ私ヲシテ要領ヲ得

サシメルコトガ出来ナカッタ、而シテ政府委員ハ、左様ニナシタ所ガ會社ニ於テハ計算上、別ニ大ナル損失ニハナラヌノデアルカラ、斯ウ云フコトデアリマシタ、ソレデ私ハ其計算書ヲ然ラバ見セテ頂戴シタイト申シマシタノデアリマシタガ、マダ其計算書ヲ私ハ見ルコトガ出来ナカッタノデアリマス、計算ノ上ニ於テハドウナリマセウトモ、兔モ角現行法ガ借入又ハ登記ノ日カラ向フ十五箇年間補助ヲシテヤルト言フタ其規定方アルニ拘ラズ、之ヲ會社ガ出来テカラ、十五年目ニナツタナラバ、總テ之ヲ打切ッテシマフト云フコトハ、決シテ所謂既得權ヲ尊重サレタ御趣意デヘナカラウト思フノデアリマス、極ク極端ナ例デアリマスケレドモ、申スト云フト、茲ニ設立後十四年ヲ経過シタ會社ガアル、是ガ今年社債ヲ發行シタ、サウシマスト云フト其モノハ向フ一年シカ補助ヲ受クルコトガ出来ナイコトニナルノデアリマス、假ニ新法ニ依ツテ後ノ五年間ハ社債及借入金モ建設ノ中ニ加ヘラレテ其補助ヲ與ヘラルト致シマシテモ、其五年ト前ニ受けマシタ一年ト加ヘテ唯六年シカ補助ヲ貰フコトガ出来ヌノデアリマス、殘ル九年間ト云フモノハ全ク補助ヲ貰フコトガ出来ナイコトニナルノデアリマス、拂込金モ十五箇年間補助ヲ與ヘル、社債借入金モ十五箇年間補助ヲ與ヘルト云フノガ現行法デアリマス、ソレヲ此改正案ニ依ルト云フト、拂込金ハ五箇年ヲ延長シテ二十年間補助ヲ貰フコトノ恩惠ガアル、所ガ社債及借入金ニ付テハ六箇年間シカ補助ヲ貰フコトガ出来ナイト云フヤウナ、非常ナソコニ不公平ヲ生ズルコトニナルノデアリマス、



ト認メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會

ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君 賛成

○副議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通リデ御異議ゴザイマセカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

伯爵川村鐵太郎	伯爵黒木三次	松本眞平	光永星郎
伯爵有馬賴寧	伯爵酒井忠正	田村新吉	江口定條
伯爵橋本實斐	伯爵後藤一藏	西本健次郎	名取忠愛
伯爵伊集院兼知	伯爵池田政時	子爵今城定政	久米田新太郎
子爵植村	子爵吉田清風	子爵立花種忠	野村徳七
子爵保科正昭	子爵數篤	子爵秋元春朝	大谷尊由
子爵井上勝純	子爵西尾忠方	子爵松平忠壽	米原章三
子爵植村家治	子爵裏松友光	子爵梅園篤彦	貴族院議長公爵近衛文麿殿
子爵大岡忠綱	子爵鍋島直繩	子爵實吉純郎	男爵安場保健
子爵松平忠綱	子爵安藤信昭	子爵松尾是賢	田村新吉
子爵三島通陽	子爵高橋清賢	子爵舟橋嘉納治五郎	江口定條
子爵赤松範一	子爵濱尾四郎	子爵濱尾秀磨	西本健次郎
織田萬	太田政弘	子爵北大道實信	久米田新太郎
伊澤多喜男	伊澤多喜男	川崎卓吉	山本米三
男爵赤松範一	男爵紀俊秀	嘉納治五郎	光永星郎
男爵菊池武夫	男爵井田邦一	大島健一	星郎
男爵淺田良逸	男爵井田邦一	太田政弘	星郎
男爵今園國貞	男爵井田邦一	伊澤多喜男	星郎
男爵松岡均平	男爵井田邦一	川崎卓吉	星郎
男爵中村謙一	男爵井田邦一	山川端夫	星郎
男爵大藏公望	男爵井田邦一	大島健一	星郎
男爵伊江朝助	男爵井田邦一	太田政弘	星郎
男爵三須精一	男爵井田邦一	伊澤多喜男	星郎
男爵岩村一木	男爵井田邦一	川崎卓吉	星郎
男爵德川喜翰	男爵井田邦一	山川端夫	星郎
次田大三郎	坂野鉄次郎	大島健一	星郎
山岡萬之助	西野元	太田政弘	星郎
丸山鶴吉	森平兵衛	伊澤多喜男	星郎

○伯爵二荒芳德君 本員ハ官幣大社檍原神宮ノ規模神域整美ニ關スル建議案ノ趣旨ニ付テ、簡単ニ申上ゲタイト思ヒマス、官幣大社檍原神宮ハ明治二十二年、明治天皇ノ思召ヲ以テ御創立ニナリマシタノデアリマスガ、去ル大正四年ヨリ同十年ニ掛ケマシテ、社務所改築並ニ御神域ノ擴張ヲ行ヒタル事ナシテ居リマシテ、神社ノ尊嚴竝ニ風致及シタガ、今日専ホ社殿ヲ距ルコト僅カ一町ヲ出デマセヌ所ニ墓地ガゴザイマシテ、墓碑ノ林立スルノヲ見マスシ、又民家ガ極比イテ、火災ノ危険モゴザイマスノデ、洵ニ恐懼ニ堪ヘナイ次第ゴザイマス、今年ハ神武天皇ノ御日向ヲ御出向ニナリマシテ、東ニ遷ラ	セラレマシテ、正ニ二千六百年ヲ經テ居ルノデアリマス、遙ニ往古ヲ偲ビマスレバ、神武天皇ガ長イ年月日ノ間ヲ經テ、常ニ仁政ヲ其度ニ御布キニナリ、且ツ兵ヲ整ヘサセラレテ、實ニ色ミノ御用意ノ結果、大和ニ御入りニナリマシタノデゴザイマス、誠ニ其當時ノ御苦心ヲ考ヘマスレバ、我ニ今日日本民族ト致シマシテ、世界的ニ發展シテスル建議
神業ヲ景仰シ奉ルト共ニ一層皇國精神ノ明徴ヲ期スルコトノ喫緊ナルヲ思フ	又實ニ神宮御鎮座以來五十年ニ當ルコノ年ヲ以テ神宮ノ規模神域ヲ整美シテ遠ク
皇祖肇國ノ理想ヲ恢弘ニシテ、天皇ノ鴻業ヲ景仰シ奉ルト共ニ一層皇國精神ノ明徴ヲ期スルコトノ喫緊ナルヲ思フ	來ル昭和十五年ハ神武天皇檍原宮ニ御即位アラセラレテヨリ二千六百年ヲ閱シ
政府ハ宜シタ適當ノ方法ヲ以テ該目的ノ達成ヲ期スヘシ依テ茲ニ之ヲ建議ス	又實ニ神宮御鎮座以來五十年ニ當ルコノ年ヲ以テ神宮ノ規模神域ヲ整美シテ遠ク
〔伯爵二荒芳德君演壇ニ登ル〕	神業ヲ景仰シ奉ルト共ニ一層皇國精神ノ明徴ヲ期スルコトノ喫緊ナルヲ思フ

○伯爵二荒芳德君 本員ハ官幣大社檍原神宮ノ規模神域整美ニ關スル建議案ノ趣旨ニ付テ、簡單ニ申上ゲタイト思ヒマス、官幣大社檍原神宮ハ明治二十二年、明治天皇ノ思召ヲ以テ御創立ニナリマシタノデアリマスガ、去ル大正四年ヨリ同十年ニ掛ケマシテ、社務所改築並ニ御神域ノ擴張ヲ行ヒタル事ナシテ居リマシテ、神社ノ尊嚴竝ニ風致及シタガ、今日専ホ社殿ヲ距ルコト僅カ一町ヲ出デマセヌ所ニ墓地ガゴザイマシテ、墓碑ノ林立スルノヲ見マスシ、又民家ガ極比イテ、火災ノ危険モゴザイマスノデ、洵ニ恐懼ニ堪ヘナイ次第ゴザイマス、今年ハ神武天皇ノ御日向ヲ御出向ニナリマシテ、東ニ遷ラ	セラレマシテ、正ニ二千六百年ヲ經テ居ルノデアリマス、遙ニ往古ヲ偲ビマスレバ、神武天皇ガ長イ年月日ノ間ヲ經テ、常ニ仁政ヲ其度ニ御布キニナリ、且ツ兵ヲ整ヘサセラレテ、實ニ色ミノ御用意ノ結果、大和ニ御入りニナリマシタノデゴザイマス、誠ニ其當時ノ御苦心ヲ考ヘマスレバ、我ニ今日日本民族ト致シマシテ、世界的ニ發展シテスル建議
神業ヲ景仰シ奉ルト共ニ一層皇國精神ノ明徴ヲ期スルコトノ喫緊ナルヲ思フ	又實ニ神宮御鎮座以來五十年ニ當ルコノ年ヲ以テ神宮ノ規模神域ヲ整美シテ遠ク
政府ハ宜シタ適當ノ方法ヲ以テ該目的ノ達成ヲ期スルコトノ喫緊ナルヲ思フ	來ル昭和十五年ハ神武天皇檍原宮ニ御即位アラセラレテヨリ二千六百年ヲ閱シ
〔伯爵二荒芳德君演壇ニ登ル〕	又實ニ神宮御鎮座以來五十年ニ當ルコノ年ヲ以テ神宮ノ規模神域ヲ整美シテ遠ク
神業ヲ景仰シ奉ルト共ニ一層皇國精神ノ明徴ヲ期スルコトノ喫緊ナルヲ思フ	神業ヲ景仰シ奉ルト共ニ一層皇國精神ノ明徴ヲ期スルコトノ喫緊ナルヲ思フ

セラレマシテ、正ニ二千六百年ヲ經テ居ルノデアリマス、遙ニ往古ヲ偲ビマスレバ、神武天皇ガ長イ年月日ノ間ヲ經テ、常ニ仁政ヲ其度ニ御布キニナリ、且ツ兵ヲ整ヘサセラレテ、實ニ色ミノ御用意ノ結果、大和ニ御入りニナリマシタノデゴザイマス、誠ニ其當時ノ御苦心ヲ考ヘマスレバ、我ニ今日日本民族ト致シマシテ、世界的ニ發展シテスル建議

斯カル點ニ付テハ十分ナル、慎重ナル考慮ヲ致シマシテ、益、明治天皇ノ思召シヲ仰ギ奉テ適當ノ計畫ヲ致サレルコトヲ希望スルモノデアリマス、何卒本建議案ニ付キマシテ、滿場一致ノ御贊同ヲ御願ヒ致ス  
○副議長(伯爵松平頼壽君)　阪谷男爵ノ御發言ヲ御許シ致シマス  
(男爵阪谷芳郎君演壇ニ登ル)  
○男爵阪谷芳郎君　只今ノ建議案ハ誠ニ重  
大ナ建議案ゴザイマスノデ、謹ンデ贊成  
ノ意ヲ表シ、鄭重ニ事ヲ扱ヒタイ意味ヲ以チ  
マシテ、時間ノ切迫ニ拘ラズ登壇イタシマシ  
タ、誠ニ此建議ハ極メテ意義アル建議アッ  
テ、我ガ帝國ノ創建者タル神武天皇ノ二千  
六百年ニ我ニ遭遇イタスト云フコトハ、  
實ニ此上モナイ我ニハ有難イコトニ考ヘテ  
居リマス、何事ヲモ差措イテ、此二千六百  
年ノ御祝ヲ申上ゲタイ意思ゴザイマス、  
此意思ヲ以チマシテ、昨年三月二十日、此  
議場ニ於キマシテ、本員ヨリ齋藤總理大臣  
ニ質問イタシマシテ、是非盛大ニ致シタイ、  
デアラウカラ、政府ニ於テ明治神宮ヲ我々  
ガ奉建シタ如ク委員ヲ設ケテ、全國ニ瓦ツ  
テ御記念申上グベキコトハ盡ク取調べテ、  
鄭重ニ扱ハレタラ宜カラウト云フコトヲ總  
理大臣ニ質問イタシマシタ所ガ、總理大臣  
ハ極メテ贊成デアルト云フ意味デ申述べラ  
レタノデゴザイマス、然ルニ今日迄マダ政  
府ガ何等ノ發動ヲ致シテ居ラレマセヌ、時  
ハ段々進シデ参りマシテ、モウ一年ヲ既ニ  
経過シタ譯デゴザイマスガ、今日ノ御建議  
ノ趣旨ハ私ノ首相ニ伺ヒマシタコトノ一部

分デハゴザイマスケレドモ、極メテ意義ア  
ルコトデ、御宮ヲ立派ニスルト云フコトハ  
勿論私ノ首相ニ望ミマシタ事柄ノ一ツデゴ  
ザイマス、神武天皇二千六百年ノ今日、若  
シ此日本帝國ガ微々タル國デアツナラバ、  
甚ダ我ミハ祖先ニ望ミマシタ事柄ノ一ツデゴ  
マスケレドモ、今日ノ國威ハ誠ニ隆々トシ  
テ盛デアリ、其盛デアルコトガ獨リ武威ヲ  
以テ盛ナノデヘナインデアリマシテ、學術  
ニ於テ、發明ニ於テ、工業ニ於テ、商業ニ  
於テ、美術ニ於テ、宗教ニ於テ、有ユル方  
面ニ於テ、今日帝國ハ世界ニ向ッテ光輝ヲ  
放ツテ居ルノデアリマス、是マデ東洋ヲ輕ク  
見テ居ツタ所ノ西洋ノ人ミモ、近來ニナッテ  
東洋ノ文化ヲ研究スルコトガ盛ニ主張セラ  
レルヤウニナッテ居ル、其眼目ニナッテ居ルヤ  
ウデゴザイマス、然カ致シマスルト云フト、  
ノデアリマスルケレドモ、近來ニ於キマシ  
テ日本ト云フコトガ、其眼目ニナッテ居ルヤ  
ウデゴザイマス、是マデ多ク支那ト考ヘラレテ居ツタ  
心ヲ、是マデ多ク支那ト考ヘラレテ居ツタ  
實ニ此二千六百年ノ今日、二千六百年以前  
ニ立ツテ、二千六百年ノ今日ヲ考ヘマスト、  
誠ニ目出度イコトデアリマス、私ハドウカ  
政府ニ於テ、本案ニ無論著手セラレルノミ  
ナラズ、本員ガ昨年總理大臣ニ御尋不致シ  
マシタ意味ニ於テ、モット廣ク、モット大キ  
ク、モット世界的ニ、此御記念ガ瓦ルヤウ  
ニ、而シテ其方法ト致シマシテ、今日國費  
多端ニ際デアリマスカラ、成ルベク國民ニ  
迷惑ノ掛カラヌヤウナ、適當ナ方法ヲ以テ、  
國民全部舉ツテ御奉贊申上ゲルヤウナ方案  
ヲ立テラレルト云フコトヲ、切望スルノデ  
アリマシテ、本案ニ對シマシテ謹ンデ贊成  
ノ意ヲ表シマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 全會一致ト認  
メマス  
(總員起立)

○副議長(伯爵松平頼壽君) 議事事ノ都合上  
休憩ヲ致シマス、午後ハ二時ヨリ開會イタ  
シマス

午後零時九分休憩

午後二時十四分開會

○副議長(伯爵松平頼壽君) 是ヨリ報告ヲ  
致サセマス

〈角倉書記官朗讀〉

本日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府  
提出案ハ同院ニ於テ本院ノ修正ニ同意シ奏  
上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

著作権法中改正法律案

本日度量衡法中改正法律案特別委員會ニ於  
テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長	公爵麿司	信輔君
副委員長	子爵岡部	長景君

本日衆議院ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

農業保険法案

森林火災保険法案

漁船保險法案

競馬法中改正法律案

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

大正九年法律第十二號中改正法律案可決  
報告書

所得稅法中改正法律案可決報告書

○副議長(伯爵松平頼壽君) 午後ノ會議ヲ  
開キマス、大正九年法律第十二號中改正法  
律案、政府提出、衆議院送付、所得稅法中

ナケレバ採決ヲ致シタイト存ジマス、本案ニ  
同意ノ諸君ノ起立ヲ望ミマス

改正法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、是等ノ議案ヲ此際議事日程ニ追加シ、一括シテ各第一讀會ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ願ヒタイト存ジマス、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト  
認メマス、大河内副委員長ノ御登壇ヲ望ミ  
マス

大正九年法律第十二號中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和九年三月二十五日

委員長 侯爵細川 護立

貴族院議長公爵近衛文麿殿

所得稅法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和九年三月二十五日

委員長 侯爵細川 護立

貴族院議長公爵近衛文麿殿

○子爵大河内輝耕君 演壇ニ登ル

○子爵大河内輝耕君 委員長ハ御差支デ、  
私カラ御報告申上ガマス、大正九年法律第  
十二號中改正法律案ト申シマスモノハ、是  
ハ朝鮮ノ稅制整理ニ伴ヒマシテ提出ニナリ  
マシタ法律案デゴザイマス、御承知ノ通り  
朝鮮ニ於キマシテハ、此度第二種所得稅、  
第三種所得稅ヲ設ケマシテ、又新ニ相續稅  
ヲ設ケルコトニナリマシタ、ソレデ内地ノ  
ソレ等ノ稅トノ關係ヲ定メル必要ガゴザイ  
マシタノデ、ソレデ此法律ガ提出ニナリマ  
シタ、ソレデ此法律ニ付キマシテハ朝鮮稅

制整理ノ内容デアルトカ、或ヘ其内地ニ及  
ボス影響ト云フヤウナコトニ付キマシテ、  
色ニ質問應答ガゴザイマシタ、ソレデ最後  
ニ採決ニ參リマシテ一委員ヨリ……チヨツ  
ト申遅レマシタガ、此度朝鮮デハ地稅ヲ輕減  
サレ、又教育費ノ負擔金ヲ輕減サレルト云  
フコトガゴザイマス、ソレカラ酒稅ヲ新ニ  
置クト云フヤウナコトガアリマスノデ、サ  
ウ云フ朝鮮ノ稅制整理ト云フコトハ誠ニ結  
構ナコトデアル、殊ニ今地稅ヲ減スト云フ  
ヤウナコトハ大變其宜シキヲ得タモノデア  
ルト云フヤウナ御意見ガ出マシタ、又一委  
員カラハ、是ハ稅制整理デアルカラシテ、  
内地ノ稅制整理ト一緒ニヤレバ宜イト思フ、  
今斯ウ云フコトヲヤラナクテモ宜イト思フ  
ケレドモ、折角衆議院ヲ通ツテ來タ案デア  
リ、茲ニ提出サレタモノデアルカラ、是ハ  
止メル程ノモノデモナイカラ通シテモ宜カ  
ラウト、斯ウ云フヤウナ御意見モゴザイマ  
シタ、ソレデ結局全會一致デ可決ニナリマ  
シタ、所得稅法中改正法律案ハ衆議院ノ提  
出デゴザイマシテ、皆様御承知デゴザイマ  
セウガ、法人ノ超過所得ニ關スル課稅額ヲ  
計算イタシマス際ニ、此前ハ資本金ノ中カ  
ラ缺損額ヲ引イテ、ソレデ超過所得ノ率ヲ  
出シテ居ツタノデアリマス、サウスルト非常  
ニ額ガ多クナリマスノデ、缺損ノアル會社  
ニ向ツテ……法人ニ向ツテ、尙ホ多クノ負擔  
ヲ強ヒルト云フコトハ穩カデナイカラ、サ  
ウ云フモノヲ差引カナイデ、サウシテ計算  
シタイト、斯ウ云フ法律デゴザイマス、此  
法律ハ政府ノ説明ニ依リマスト、一度政府カ  
レ出シタコトガアル、ソレデ政府トシテハ、  
是ガ若シ本院ニ於テ決定サレレバ、ソレニ  
依ツテ善處シヤウト云フノデ、詰リ不同意デ

ナイト云フコドヲ表明サレマシタノデ、ソレデ、是モ亦全會一致ヲ以テ可決セラレマシタ、以上御報告ヲ申上ゲマス  
○副議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御質疑ガゴザイマセヌケレバ、兩案ノ採決ヲ致シタ  
イト存ジマス、兩案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

○副議長(伯爵松平頼壽君)　兩案ノ第三讀會ヲ開キマス、兩案全部、第二讀會ノ決議通リテ御異議ゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平頼壽君)　御異議ナイト  
認メマス

貴族院議長公爵一條 實者

(特別委員ノ修正ニ係ル部分ノミヲ印刷シ  
其ノ他ハ之ヲ略ス小字及一ハ修正ナリ)

## 第八條 私有財產制度ヲ否認。スル。○。シ又ハ

ノ目的トシテ結社ヲ組織シタル者等

社ノ目的遂行ノ爲ニスル行爲ヲ爲

心者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニシテ

事項ノ實行ニ關シ協議ヲ爲シ又ハ其

目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者

前條ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ヲ  
ノ者、三月一

## 第五章 豫防拘禁

**第三條又八第四條ノ罪**

シ刑ニ處セラレタル者其ノ執行ヲ

テ更ニ第三條又ハ第四條ノ罪ヲ犯

虞アルコト顯著ナルトキハ裁判所

**第二十七條** 前條ノ規定ニ依ル豫防之

ノ請求ハ本人ノ現在地ヲ管轄スル  
裁判所ノ檢事副務委員會ノ義ヲ至

ヲ以テ其ノ裁判所ニ之ヲ爲スペシ

前項ノ請求アリタルトキハ本人ハ

人ヲ選任不心ニ叶不得

定ヲ爲スベシ

第二十八條 豫防拘禁ニ付スル旨ノ由

官報號外



結社ヲ組織云々ト云フ風ニナツテ、全然同ジヤウニ取扱ハレテ居ツタ所ガ、昭和三年ニ國體變革ト私有財產制度否認トノ間ニ區別ヲ設ケラレタノデアル、其時ノ區別ハ唯國體變革ヲ目的トスル方ノ罪ヲ重クセラレタノニ過ギヌゾニ、今回ハ更ニ一步ヲ進メテ此二ツヲ全ク別ノ條文ニ、實質的ニ於テモ取扱方ヲ區別セラレタ、抑、我國ノ國體ト云フモノハ、家族制度ト不可分ノ關係ニアルコトハ何人モ疑ハナイ所デアル、家族制度ハ私有財產制度ト離レテハ考へラレナイ、以上ノ關係ニアルカラ國體變革ハ私有財產制度否認ト不可分ナモノデアル、政府ハ私有財產制度ヲ廢止スルコトト、我ガ國體ヲ變革スルコトト、兩々獨立シテ存在スルモノナリトノ考ヲ有タルカドウカ、斯様ナル御問ニ對シマシテ、政府ハ思想上此兩者ハ同列ニ置イテ宜シノデアルガ、實際ノ必要カラシテ昭和三年ノ國體變革ヲ目的トスル危險ナル思想運動ニ對シテ、特別ニ重キ刑ヲ科スルヤウニナツタ、斯様ナ御答ガアツタノデアリマス、尙ホ一委員ヨリハ家族主義ハ社會主義實現ノ爲ニハ、其根源ニ横ハル障碍物デアル、然ルニ家庭主義ハ我國體ノ根基ヲ爲シ、國民道德、孝道ノ依存スル所デアル、而シテ私有財產制度ハ家族主義ノ確立シアルコトニ依ツテ初メテ其價値ヲ發揮スルノデアル、本法案ハ國體擁護ノ爲ニ實際立案セラレ、國體ヲ變革セムトル者ヲ處斷シテ忠道ヲ擁護シテ居ルガ、家族制度ヲ維持シテ孝道ヲ護ルニ付テノ認識ガ乏シイ憾ミガアルガドウカ、斯様ナ御質疑モアツタノデアリマス、次ニ最モ大キナ問題トナリマシタノハ本案ノ内容トシテ先程第六ニ申上ゲマシタ豫防拘禁ノ問題デアリ

マス、本問題ニ對シマシテハ、一委員ヨリ  
ハ、豫防拘禁ノ性質ト國務大臣輔弼ノ責任  
如何、一生涯監獄ニ置イテ置クコトノ出來  
ルヤウナ、斯カル重大ナル處分ヲ裁判所ガ  
其權限内デヤッタ云フ時ニ、國務大臣ガ輔  
弼ノ責ヲ帶ブル者ガナインハ不都合デハナ  
イカ、又一委員ヨリハ豫防拘禁ノ如キ制度  
キデハナイカ、又一般刑法ニ採用セラレザ  
ル制度ヲ此特定ノ法ニ採用スルノハドウカ、豫防拘禁  
ノ如キ制度ハ物理的危險アルモノニ限ルベ  
アルカ、豫防拘禁制度自體ガ裁判ノ公正ヲ  
疑ハレルヤウニナリハシナイカ、豫防拘禁  
制度ニテ裁判ノ缺點ヲ補フト云フヤウナコ  
トニナルヤウデハドウカ、是ハ裁判ノ信用  
ヲ疑ハレルト云フヤウナコトニナリハシナ  
イカ、之ヲ此制度ヲ輕々ニ制定セラレルト、  
其結果ハ誠ニ重大ト思フガドウカ等ノ質問  
ガアリマシテ、之ニ對シテハ、政府ハ極メ  
テ丁寧ニ御答ヘガアツクノデアリマスガ、遂  
ニ委員諸君ノ満足ヲセラレルヤウナ答辯ヲ  
得ナカツタノデアリマス、以上ノヤウナ質疑  
應答ヲ重ネマシテ、遂ニ二十四日午後ニ至  
リマシテ、懇談會ヲ開キ、各委員ヨリ忌憚  
ナキ意見ノ開陳ヲサレタル結果、小委員ハ昨  
日小委員會ヲ開キマシテ、午後九時マデ色  
デアリマス、只今其小委員會ニ於ケル成案  
ヲ申上ゲマスルトス様ニ相成リマス、衆議  
院ノ修正案ヲ骨子ト致シマシテ、第八條ノ  
「私有財産制度ヲ否認」ノ下ニ「シ又ハ憲法

對シテ之ヲ破壊スルヤウナ不法ノ手段ニ依シテ  
シテハ、取締ルベキガ當然ダト云フ趣旨ヲ  
以チマシテ、憲法ノ定ムル統治組織ノ機能  
ヲ不法ニ變革スル、即チ不法ノ手段ニ依シテ  
變壞スルト云フ意味ヲ以テ、斯様ナ修正ガ  
出來タノデアリマス、又第九條ノ第二項ヘ、  
是ハ第八條ノ犯罪ニ於キマシテモ、國體變  
革ノ犯罪ノ如ク宣傳ヲ罰シ得ルヤウニ置イ  
テ、其刑ヲ原案ノ第十一條ト同一ニシテ差  
支ナイ、斯ウ云フ趣意ヲ以テ出來タノデア  
リマス、豫防拘禁ノ制度ニ付キマシテハ政  
府ノ御説明ヲ十分ニ承リマシテモ、政府ノ  
御苦心ノ存スル所ハ各委員ニ於キマシテ極  
メテ能ク了解ヲ致シテ居ルノデアリマス、  
併ナガラ此制度ガ如何ニモ新タナル試ミデ  
アリ、又他ノ關係ニ於キマシテ即チ憲法ノ  
條章ナリ、裁判ノ信用ナリ、政治及道義上  
ノ本義ニ照シマシテ、斯ノ如キ制度ヲ立ツ  
ル場合ニハ各般ノ影響ヲ十分ニ調査イタシ  
マシテ、萬遺算ナキヲ期スルコトガ必要デア  
ラウ、ソレデ政府ノ御説明ニ依リマスト、  
最近ニ於テ刑期ガ満チテ出獄スル者ノ申  
ニ、直ニ斯ノ如キ制度ガ若シ出來テ居レ  
バ、之ヲ適用シタイト云フヤウナ御考ノア  
ル所ヲ十分ニ諒察ハイタシテ居ルノデアリ  
マスガ、ソレガ爲メトテ此短期日ノ間ニ多  
クノ問題ヲ有シテ居ル此案ヲ審議イタシマシ  
テ、不十分ノ點ノアルコトヲ慮レマシテ、  
尙ホ又此案ニ付テ疑義ノ點ガ澤山ニアルノ  
デアリマス、此短期間ニ於ケル審議ハ到底  
不可能ノコトデアルカラ、政府ノ意ノアル  
ト云フ精神ハ、委員ガ深ク贊成ヲ表スルノ  
所、豫防拘禁ト云フ事柄ヲ政府ガ原案ノ第  
三條ノ凶惡ナル犯罪者ニ對シテ之ヲ設クル

デアリマスルケレドモ、直ニ本案ニ依ツテ、其目的ヲ達スルコトヲ急ギマス爲ニ、却テ他ノ方面ニ色ミノ疑惑ヲ生ズル、尙ほ政府ニ於テ十分ニ審議ヲ盡サレテ、モット適切ナ案ヲ議會ニ提出サレタイ、斯様ナ趣旨デ之ヲ削除ト云フコトニ致シタノデアリマス、委員會ニ於キマシテ小委員會ノ修正可否ヲ諮リマシタ所、多數ヲ以テ此修正ニ同意セラレタノデアリマス、尙ホ其他ノ各條ニ付キマシテハ、修正ヲ除イタ外ハ原案ニ全會一致ヲ以テ賛成サレタノデアリマス、此時ニ一委員ヨリ治安維持法ノ改正法律案ノ希望決議ヲ附ケタイト云フ發議ガアリマシテ、サウシテ賛成者ガアリ、其動議ガ、成立イタシマシテ、茲ニ次ニ申上ゲルヤウナ希望決議ガ委員會ニ於テ付セラレタノデアリマス、只今讀ミ上ゲマス

○土方寧君 極ク簡単デゴザイマスカラ此  
席ヨリ御許シヲ願ヒマス  
○議長(公爵近衛文麿君) 宜シウゴザイマ  
ス  
○土方寧君 本法案ニ、本院ノ委員會デ加  
ヘラレタ修正ノ文句ノ中ニ、一二ニ付テ分  
ラヌ所ガアリマスカラ伺ヒマス、委員會ノ  
修正ニナツタ點デアリマスカラ 委員長ニ伺  
フ方ガ順デアラウト思ヒマス、併シ政府力  
ラ伺ヅテモドチラデモ宜シウゴザイマス、此  
第八條ノ細字ニテ修正ニナツタノハ横ニ書  
イテアリマスガ、「又ヘ憲法ノ定ムル統治組  
織ノ機能ヲ不法ニ變壞スルコトヲ目的ト  
シ」トアリマスガ、サウ致シマスト、憲法  
ノ定ムル統治機關ノ機能ヲ不法ニ變壞ヲス  
ル云々トシマスト、不法デナイモノガア  
ル譯ニナリマス、ドウモ私ヘ憲法ノ定ムル  
統治機關ノ機能ヲ變革スルト云フコトソレ  
自身ガ、臣下ノ容喙スルコトノ出來ナイ欽  
定憲法ノ下ニ於テハ、ソレ自身ガ是認スベ  
キモノデハナイト存ジマスカラ、ソコガ分  
ラナイ、ソレヲ伺ヒタイ  
○公爵一條實孝君演壇ニ登ル  
○公爵一條實孝君 土方君ニ御答ヲ申シマ  
スガ、此憲法ニ定ムタ統治組織ト云フノ  
ハ、先程御説明申上ゲマシタ議會トカ樞密  
院等ノコトデゴザイマシテ、其機能ヲ不法  
ノ手段ニ依リ破壞スル、斯様ナコトニナッテ  
居ルノデアリマス  
○土方寧君 ドウモ質問ノ意味ガ分ラ  
ナカッタカ如レマセヌガ、一向御答得タヤウ

ニ思ヒマセヌ、不法云云ト云フヤウナコトヲ繰返スダケデ、ソンナラ不法デナク出来ル場合ト不法ニナル場合ノ差別ガアル譯デアリマス、ソレヲ御示シヲ願ヒタイ  
〔岩田宙造君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵近衛文麿君) 岩田君ハ……

○岩田宙造君 只今土方君ノ質問ニ對シマシテ、若シ御許シガアリマスナラバ、私ハ委員ノ一人ト致シマシテ、只今ノ委員長ノ御答辯ヲ補足シテ置キタイト思ヒマス

○議長(公爵近衛文麿君) 宜シウゴザイマス

〔岩田宙造君演壇ニ登ル〕

○岩田宙造君 只今ノ土方サンノ御質問ニ對シマシテ、委員長カラ御答辯ガゴサイマシタガ、尙ホ一言私ハ委員ノ一人トシテ私ノ承知シテ居リマス所ヲ補足シテ置キタイト思フノデアリマス、此言葉ハ委員會デモノ再三練リマシテ色ミノ相談ヲ重ネタノデゴザイマスガ、其趣旨ハ憲法ノ定ムル統治組織、統治組織ト申シマスルノハ統治機關ト同ジヤウナ意味ニ使ツタノデアリマス、其機能、機能ハ其組織自體、即チ統治機關ト、其統治機關ノ働く作用ト、此兩方ヲ意味スル積リデアリマス、之ヲ變壞ト申シマスルト、成程不法ニ變壞スルト云フ意味ヲ當然含ンデ居ルヤウデハゴザイマスルガ、併シ之ヲ唯變更スル、或ハ破壊スル、破壊ト言ヘバ當然不法ノ意味ヲ持チマスケレドモ、之ヲ變更スルト云フ場合ニハ必ズシモ不法トハ限ラナイ場合ガゴザイマスノデ、其憲法上ノ機關、機關其モノナリ竝ニ其作用ヲ不法ニ變壞……唯變更スル、正當ノ方法デ變更スルト云フ場合ハ差支ナインデゴザイマスルケレドモ、之ヲ變更破壊、破壊ト

云フ言葉ノ壞ノ字ヲ加ヘマシタノハ、必ズシモ之ヲ永久ニ其機關ヲ變更スルト云フコトデナクテモ、一時其機關ノ作用ヲ止メル、作用ノ一部ヲ壞ハスト云フヤウナ意味ヲモ含メル意味ニ於キマンテ變壞ト云フ言葉ヲ使ヒ、變壞ト言ヘバ、必シモ當然不法ト言ヒ得ナイ疑ガゴザイマスルノデ、不法ト云フ言葉ヲ加ヘタノデゴザイマス、其意味ニ御諒承ヲ願ヒタインデアリマス  
○土方寧君　ドウカ其席ニ御留リヲ願シテ、續イテ伺ヒタインデスガ宜シウゴザイマスカ  
○議長(公爵近衛文麿君)　宜シウゴザイマス

論イケナイト思フ、サウ云フコトヲスルコトソレ自身、日本ノ欽定憲法ノ下ニアッテハ臣下ノ者ガ容赦出來ナイコトヲスルノデアリマスカラ、不法ト云フコトデナクテモ、サウ云フコトハ自然ニ不法トナル、今申シタヤウナコトガ不法デナク出來ルナラ、ドウカソレヲ御示シヲ願ヒタイ

○岩田宙造君 委員會ノ考ニ依リマシテハ、憲法上ノ組織ニ付テハ學問的ニモ亦政治的ニモ色ミノ意見ハアリ得ル、サウシテ其意見ニ基キマシテ現在ノ組織ナリ作用ナリ之ヲ變更スル、正當ナル方法ニ依ツテ變更スルト云フコトハ、手段ガ正當デアルナラバ、ソコ迄此治安維持法デ以テ嚴罰ヲスル必要ハナカラウ、治安維持法ニ依ツテ嚴罰ヲスルノハ、ソレヲ不法ナル手段ニ訴ヘテ實現シヤウト云フモノダケフ、此特別法ニ依ツテ規定シタラ宜カラウ、斯ウ云フ考デゴザイマス

○土方寧君 ドウモ甚ダ分リマセヌ、尙ホ伺ヒマス、不法デナクサウ云フコトガ出来ル場合ヲ御示シ下サイト言ツテモ御示シニナラナイ、即チ具體的ニ申シマスト、一院制ヲ是トスルト云フ學問ヲスル人ガアッテ、學會ヲ設ケテ盛ニ其研究ヲシテ、其主張ノ正シイコトヲ普及セムトスルノハ是認セラレマスカ、是認セラレマセヌカ

○岩田宙造君 チヨットモウ一度伺ヒタイ

○土方寧君 例へバ一院制度ヲ可トシ現行ノ二院制度ヲ不可トスルト云フ說ヲ持ッテ居る人ガ同志ト何會ト云フ會ヲ設ケテ、サウシテ其會ノ研究ノ結果ヲ世間ニ公表シテ演説會モスルト云フヤウナ場合ハ、其法文ニ照ラシテハ不問ニ付シテ宜イ場合デアリ

マスカ、不法デナイ場合デアリマスカ  
○岩田宙造君 ソレハ其二院制度ヲ一院制度ニスルノニドウ云フ手段ニ依ツテ一院制度ニスルト云フコトヲヤリマスルカ、ソレニ依ツテ此二様ノ場合ガアリ得ルト云フ前提デ規定シテアルノアリマス  
○土方寧君 繰イテモウ一遍伺ヒタイ、其學會ノ主張ガ宜イト云フ所ヲ世間ニ公表シテ、其同志ヲ成ルタケ得ムトシテ居ルダケノコトデアル、或ハ演説モスル、新聞ニモ書ク、雑誌ニモ書クト云フコトダケデアル、併ナガラ是ガ何デスネ、御上デ是認セラレナケレバ……、御上ノ御發議ガナケレバ實現スルコトヘ出來マセヌケレドモ、世間デ論ヲ戰ハシ、輿論ガ其處ニアルト云フコトヲ若シ御上デ御認メニナツタナラバ、天皇ノ御發意デ以テソレモ宜カラウト云フコトニナルカモ知レナイ、天皇ノ御意思迄モ多數ノ意思ヲ以テ動カスコトヲ目的トスルダケノコトナラバ宜ノデアリマスカ  
○岩田宙造君 ソレハ正當ナ手段ニ依リマシテサウ云フコトヲ研究ヲ致シマシテ、サウシテ其研究ノ結果自ラ……是ヘ請願令デ出來ルカドウカ、今チヨット記憶ガヘッキリシマセヌガ、假リニ請願ガ出來ルト致シマスルナラバ、請願デ以テサウ云フ意思ヲ天聽ニ達スルトカ、或ハサウ云フ研究ガ段々出來マスレバ、自ラ聰明ナル陛下ガソレヲ御採用ニナルダラウト云フヤウナコトヲ考へマシテ、ソレヲ研究スルト云フコトヘ、ソレハ茲ニ謂フ不法ニハ入ラヌト、斯ウ云フ考デアリマス  
○土方寧君 ドウモ十分ニ會得シマセスガ、茲ニ繰返シテモ仕方ガアリマセヌ、此不法ト云フ字句ガアル爲ニ、將來非常ナ疑義ヲ

招ク因トナルノハ誠ニ殘念ダト思ヒマスガ、此不法ト云フ字ハナクテモ宜カラウト思ヒマスガ、今咄嗟ノ間ニ此不法ノ二字ヲ除クト云フ更ニ修正案ヲ提出イタシマシテモ、ドウカト思ヒマスカラ、疑ラ持ツク儘デモウ此邊デ質問ハ止メマス

○**岩田屋造君** 私ノ申上ゲルコトハソレデ十分ダト考ヘルノデアリマスルガ、特ニ尙ホ一言諸公ノ御留意ヲ願ヒタインオハ、是ハ治安維持法デ刑法以上ノ特別ノ嚴罰ヲ以テ臨ム規定デゴザイマスケレドモ、法律デゴザイマスルカラ、從テ唯穩當デナイトカラ、ドウモソレハ穩カデナイトカ云フヤウナ場合ハ、此治安維持法デソレヲ嚴罰ニ處スルト云フコトハ甚ダ不都合デアリマスカラ、其手段ガ只今ノヤウナ場合ハ、手段ガ不法デアルト云フコトガ極メテ明瞭ナ場合ニダルケ此治安維持法デ取扱ヘバ宜カラウ、斯ウ云フ趣旨デ出來テ居ルノデアリマスカラ、御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス

○**阪本彰之助君** 私ハ政府ニ向ツテ御尋ラシタインオデアリマス、宜シウゴザイマスカ

○**議長(公爵近衛文麿君)** 宜シウゴザイマス

○**阪本彰之助君** 本案ノ修正デアリマスルガ、只今土方博士カラ御質疑ガアリマシタ、此第八條ノ委員會ノ修正、ソレカラ第五章豫防拘禁全部ヲ削除スルト云フ委員會ノ修正デアリマス、此二項ニ付キマシテ政府ハ御同意ニナツテ居ルノデアリマスルカ、或ヘ若シ御不同意デアルナラバ、其御不同意デアル所以ヲ成ルベク簡明ニ御教示ヲ願ヒタイナスト思ヒマス

(國務大臣小山松吉君演壇ニ登ル)

○**國務大臣(小山松吉君)** 阪本君ノ御質疑

ニ御答へ致シマス、第八條ノ只今委員長ガ  
御報告ニナリマシタ「憲法ノ定ムル統治組織ノ機能ヲ不法ニ變壞」云々ト云フ此挿入ノ規定デアリマスガ、是ハ政府ト致シマシテハ御同意イタシ兼ネルノデアリマス、此用語ニ付キマシテモ研究ヲ要スル點ガゴザイマスルノト、此「私有財産制度ヲ否認スル」ト云フ第八條ノ趣旨ノ所ニ茲ニ此文字ヲ入レマスルコトハ政府ト致シマシテハ如イト政府ハ考ヘテ居ルノデアリマス、土方サンノ御尋ノヤウニ、不法ニ變壞ト云フ此ラバ、別ナ條文ニ是ハ置カナケレバナラナイト政府ハ考ヘテ居ルノデアリマス、土方サンノ御尋ノヤウニ申上ゲタノデアリマシタガ、ツイ御諒解ヲ得ルニ至リマセヌデアツタノデアリマスガ、簡単ニ申シルダケ御諒解ヲ得マスヤウニ申上ゲタノデアリマシタガ、ツイ御諒解ヲ得ルニ至リマセヌデアツタノデアリマスガ、國體變革ヲ目的トシタル矯激不逞ノ犯罪人デアリマシテ、ソレガ刑期ノ満了ヲ致シマシテ釋放セラルベキ場合ニ於テハ此時局ニ鑑ミマシテ、此新ナル制度ヲ採用スル必要アリト認メタ譯デアリマス、甚ダ簡單デアリマスガ要點ダケ申上ゲ



朝鮮ニハ今回ノ法案ニ依リ買上グ  
ル米ヲ貯藏スルニ足ル倉庫準備アリヤ、  
過剰米ガ年々生ズルトセバ之ニ對スル恆久  
策、即チ米ノ消費ノ増進、米ノ内地外地ヲ  
通ジテノ生産統制ニ付キ調査セルモノアレ  
ベ承リタシ、朝鮮ノ產米増殖計畫ハ之ヲ打  
切ルヤ、米ノ代作物タル棉等ノ獎勵ヲ考究  
ヲ實物デ細民ニ貸付タル制度モ設ケタル  
ガ、尙ホ米ノ消費増進ニ付キ十分ノ實效ヲ  
收ムルニ至ラズ、將來更ニ考究スベシ、米穀  
統制法第八條ニ依リ粟等ノ輸入制限ハ之ヲ  
爲シタルヤ、若シ實行セズトセバ、米穀統  
制法ニ特ニ條文ヲ設ケシ趣旨不明瞭トナル  
ニ非ズヤ、鮮米ハ成ベク乾燥セル朝鮮内ニ  
於テ貯藏スルヲ可トセズヤ、日滿經濟統  
制ヲ考慮スト云フガ、滿洲ニ於ケル日本移  
民ハ米作ニ從事スペシ、將來日本ト米ニ付キ  
重大ナル問題ヲ生ズベシ、今ヨリ十分ナル  
對策ヲ必要トス、鮮内ノ米ノ消費促進ニハ  
我國農村ノ狀況ニ鑑ミ、日本ノ負擔ヲ増シ  
ナラズヤ、又粟關稅問題ニハ日滿經濟問題  
ヲ考慮スルコトヲ要スト言ハルモ、今日  
朝鮮人ノ生活狀態ノ向上ヲ圖ルコトガ必要  
テモ粟ヲ制限ヲ爲サザル理由アリヤ、買上  
ゲタル鮮米ハ國防上之ヲ鮮内ニ貯藏スルヲ  
可トス、日滿經濟統制ノ根本方針如何、  
粟ノ關稅ヲ引上ゲテモ米ノ消費ノ増進ニナ  
ラズ、貧民ハ粟モ食ヘヌコトトナリ、政策  
上面白カラザルコトナラズヤ、粟ノ消費ヲ  
節約シテ米食ヲ獎勵スルト云フガ如キヘ勤  
儉貯蓄ノ趣旨ニ反ス、「朝鮮ノ農業」ト云フ  
朝鮮總督府農林局發行ノ印刷物ニハ、米ノ  
消費節約移出増進ヲ指導方針トシテ記載シ

アリ、議會ニ於ケル米穀統制法審議ノ際、  
米ノ生產統制ノ附帶決議アルニ拘ラズ、  
該出版物ニ斯ノ如キ記載アルハ、議會ニ於  
ケル聲明ニ反シ、實際ハ此政策ヲ繼續スル  
ニ非ズヤ、監督上十分ノ注意ヲ乞フ、米ノ  
消費ヲ獎勵スト云フモ、具體的方法如何、  
鮮米ノ買上ハ唯地主、商人等、投資階級ニ  
利益ヲ與フルノミニシテ、貧農階級ノ利益  
ニ關セズトノ意見アルモ、鮮内ノ中小農業  
者ニ利益ヲ與フル方法アリヤ、若シアラバ  
其論據ヲ示サレタシ、買上げ方法ノ如何ニ  
依リテハ小農ニ利益スルトノコトナルモ、  
斯カル具體的方法アリヤ、若シ方法無クシ  
テ斯ノ如キコトヲ言フハ買入當局者ニ難キ  
ヲ強フルモノナラズヤ、今回ノ函館火災ノ  
如キ場合ニ、米穀需給調節ニ屬スル米ヲ、  
權限ヲ以テ處理スル途ヲ開カレテハ如何、  
米穀統制法審議ノ際貴族院ニ於テ附シタル  
希望決議ノ條項、即チ一、内地朝鮮及ビ臺  
灣ヲ通ジテ米穀ノ生產ヲ統制的ニ計畫實行  
ノ米穀統制ノ圓滑ナル運用ニ努ムルコト、  
三、米穀生產費及ビ家計費ノ調査ニ關シ、  
希望建議ノ條項、即チ朝鮮米臺灣米ニ付テ  
ハ本法所期ノ目的ヲ達スルタメ更ニ徹底的  
ヲ遂グルコト、及ビ衆議院ニ於テ附シタル  
政府ガ既ニ實行セル方法茲ニ結果ニ付キ承知シ  
立法院トノ關係上面白カラズト考フ、農村  
ノ困憊ヲ米ノミニ依リテ救ハムトスルハ誤  
タシ、内地ノ米穀ノ生產統制ニ關シテハ、將來  
如何ナル方針ヲ執ルヤ、臺鮮米統制ノ希望決  
議ハ本法案ニテ目的ヲ達シ得ルヤ、米穀特  
別會計ノ損失ニ對スル處理見込如何、米穀  
統制法ニ依リ所期ノ目的ヲ達シ得ルヤ、農

民ニ對スル利益ハ極メテ薄弱ト認メラル、  
然ルニ國ガ斯ノ如キ負擔ヲスルハ面白  
カラズ、他ニ適當ナル方法ナキヤトノ  
ケル聲明ニ反シ、實際ハ此政策ヲ繼續スル  
ニ非ズヤ、監督上十分ノ注意ヲ乞フ、米ノ  
消費ヲ獎勵スト云フモ、具體的方法如何、  
鮮米ノ買上ハ唯地主、商人等、投資階級ニ  
利益ヲ與フルノミニシテ、貧農階級ノ利益  
ニ關セズトノ意見アルモ、鮮内ノ中小農業  
者ニ利益ヲ與フル方法アリヤ、若シアラバ  
其論據ヲ示サレタシ、買上げ方法ノ如何ニ  
依リテハ小農ニ利益スルトノコトナルモ、  
斯カル具體的方法アリヤ、若シ方法無クシ  
テ斯ノ如キコトヲ言フハ買入當局者ニ難キ  
ヲ強フルモノナラズヤ、今回ノ函館火災ノ  
如キ場合ニ、米穀需給調節ニ屬スル米ヲ、  
權限ヲ以テ處理スル途ヲ開カレテハ如何、  
米穀統制法審議ノ際貴族院ニ於テ附シタル  
希望決議ノ條項、即チ一、内地朝鮮及ビ臺  
灣ヲ通ジテ米穀ノ生產ヲ統制的ニ計畫實行  
ノ米穀統制ノ圓滑ナル運用ニ努ムルコト、  
三、米穀生產費及ビ家計費ノ調査ニ關シ、  
希望建議ノ條項、即チ朝鮮米臺灣米ニ付テ  
ハ本法所期ノ目的ヲ達スルタメ更ニ徹底的  
ヲ遂グルコト、及ビ衆議院ニ於テ附シタル  
政府ガ既ニ實行セル方法茲ニ結果ニ付キ承知シ  
立法院トノ關係上面白カラズト考フ、農村  
ノ困憊ヲ米ノミニ依リテ救ハムトスルハ誤  
タシ、内地ノ米穀ノ生產統制ニ關シテハ、將來  
如何ナル方針ヲ執ルヤ、臺鮮米統制ノ希望決  
議ハ本法案ニテ目的ヲ達シ得ルヤ、米穀特  
別會計ノ損失ニ對スル處理見込如何、米穀  
統制法ニ依リ所期ノ目的ヲ達シ得ルヤ、農

民ニ對スル利益ハ極メテ薄弱ト認メラル、  
然ルニ國ガ斯ノ如キ負擔ヲスルハ面白  
カラズ、他ニ適當ナル方法ナキヤトノ  
ケル聲明ニ反シ、實際ハ此政策ヲ繼續スル  
ニ非ズヤ、監督上十分ノ注意ヲ乞フ、米ノ  
消費ヲ獎勵スト云フモ、具體的方法如何、  
鮮米ノ買上ハ唯地主、商人等、投資階級ニ  
利益ヲ與フルノミニシテ、貧農階級ノ利益  
ニ關セズトノ意見アルモ、鮮内ノ中小農業  
者ニ利益ヲ與フル方法アリヤ、若シアラバ  
其論據ヲ示サレタシ、買上げ方法ノ如何ニ  
依リテハ小農ニ利益スルトノコトナルモ、  
斯カル具體的方法アリヤ、若シ方法無クシ  
テ斯ノ如キコトヲ言フハ買入當局者ニ難キ  
ヲ強フルモノナラズヤ、今回ノ函館火災ノ  
如キ場合ニ、米穀需給調節ニ屬スル米ヲ、  
權限ヲ以テ處理スル途ヲ開カレテハ如何、  
米穀統制法審議ノ際貴族院ニ於テ附シタル  
希望決議ノ條項、即チ一、内地朝鮮及ビ臺  
灣ヲ通ジテ米穀ノ生產ヲ統制的ニ計畫實行  
ノ米穀統制ノ圓滑ナル運用ニ努ムルコト、  
三、米穀生產費及ビ家計費ノ調査ニ關シ、  
希望建議ノ條項、即チ朝鮮米臺灣米ニ付テ  
ハ本法所期ノ目的ヲ達スルタメ更ニ徹底的  
ヲ遂グルコト、及ビ衆議院ニ於テ附シタル  
政府ガ既ニ實行セル方法茲ニ結果ニ付キ承知シ  
立法院トノ關係上面白カラズト考フ、農村  
ノ困憊ヲ米ノミニ依リテ救ハムトスルハ誤  
タシ、内地ノ米穀ノ生產統制ニ關シテハ、將來  
如何ナル方針ヲ執ルヤ、臺鮮米統制ノ希望決  
議ハ本法案ニテ目的ヲ達シ得ルヤ、米穀特  
別會計資金ノ現在ニ於ケル餘力如何、本米  
穀年度内ニ於ケル買入レル見込數量如何、  
政府所有米穀特別處理法第一條中「市價ノ  
影響ヲ及ボサザル場合」トアルモ、其意味  
如何、本法ニ依リ朝鮮米、臺灣米ヲ買入レ  
ルト云フモ、如何ナル格差ヲ付シ買入レ  
ノ買入見込數量如何、臺灣米ノ格差ハ僅少  
ナルモノト思フ、從テ臺灣ニ於ケル米ノ生  
産ハ益、增加スルモノト思ヘル、此案ガ通  
過セズトモ實際ニ差支ナカルベシ、臨時議  
會ハ必ず開カレルト思フ、萬一開クト能  
ハザル場合ニ於テ資金ヲ要ストセバ、財政  
上ノ緊急處分ヲセバ可ナリ、農村振興ノ根  
本策樹立ヲ要ス、農村ノ自力更生ニ盡サザ  
レバ米ノ問題ヲカワ注イデモウマク行カヌ  
ト思フ、根本策樹立スレバ米ノ問題ハ自然  
解消スベシ、倉庫ガ不足シテ居ルカラ買上  
ノ實行ニ困難ヲ來スベシ、新規用途ノ開拓  
ト云フモ、「アルコール」、澱粉、菓子等  
ハ、其他ノ米以外ノ安イ原料ヨリ出來ル  
故、經濟上引合ヘヌト思フ、又菓子等ノ用  
途ニ振リ向ケラルル米ノ數量ハ少イト思  
フ、故ニ此米穀特別處理法ニ依ツテ果シテ米  
ノ供給過剩ヲ緩和スルニハ、大シテ役ニ立  
タザルニアラズヤ、米ノ代作トシテ棉作ヲ  
獎勵スルト云ハルモ、米ヲ作ルト同様ノ  
獎勵ノ經驗ニ依レバ、今後十年間ニ僅ニ一  
萬五千町歩ノ轉換ヲ期待セラルニ過ギザ  
ベカラザルモノニナル、現ニ總督府ノ棉作  
豐作ノ八年度ノ生產費カ、七年度ノ生產費  
ヨリ高キハ妥當ナリヤ、生產費調查中低キ  
モノヲ數多除キ、高キモノヲ比較的少ク除  
キタル理由如何、統制法執行ノ結果、取引  
所ノ取引高ガ著シク減少ヲ來セリ、之ニ對

シテ賠償ノ意アリヤ、家計費調査ノ状況如何、米穀特別處理法ニ依ル試驗研究ニシテ、今日マデニ實行濟ミノモノ及ビ其方法如何、蓬萊米ノ生産ニ加フルニ在來米ノ生産、又米以外ノ代用作ノ獎勵ヲ爲スト云フモ、二者ノ間四五圓ノ價格ノ差アリ、又米ニ代ル程收益アル代用作作物アル筈ナキヲ以テ、蓬萊米ノ代作ニ依ル轉換ハ至難ナリト認ム、政府ハ多量ノ米ヲ徒ニ死藏セラレル一方、缺食兒童等米食ニコトヲ缺クモノ多數アリ、政府貯藏米ヲ斯カル方面ノ社會施設ニ充當スルコトヲ得ザルヤ、代作獎勵、新規用途ノ開拓等ニ依リテハ根本的解決ハ不可能ナリ、結局朝鮮米ノ專賣又ハ管理等ノ政策ヲ行フニ非ザレバ、根本的解決ハ至難ナリ、差別待遇ヲ云々シ、斯カル案ニ反對スル者アルモ、内地ト外地トノ間ニハ文化民度異ナルヲ以テ、種々ノ點ニ於テ取扱ヲ異ニスルハ當然ナリ、朝鮮ニ於テハ内地品ノ移入ニ對シ移入税ヲ課シツワアル状況ナリ、外地ノ不當ナル要求ニ對シテハ政府トシテハ之ヲ抑ヘルコトガ殖民地統治上爲スベキコトナリト思フガ如何、斯ウ云フヤウナ質問ガアリマシテ、ソレヽ政府ヨリ答辯ガアリマシタガ、其中ニハ委員ガ了解ヲサレナイ點モ澤山アフタヤウデアリマス、然カ致シマシテ質問モ大抵終リマシタノデ、本日ノ午後懇談會ヲ開キマシテ、懇談會ガ終リマシテカラ總理大臣ノ出席ヲ請ヒマシテ、一委員ヨリ斯ウ云フヤウナ總理大臣ニ對シテ希望ヲ致シマシタ、各委員ヨリ御熱心ナ御質問ガアリマシタガ、此儘デハ買上費ノ擴大シテ行クコトヘ免レナイコトデ、増シテモ減ルコトハナイヤウニ思ハレマス、增ニハ國防豫算ヨリ遙ニ大ナル費用ヲ投ジ、

院議事速記録第三十三號 臨時米穀移入調節法案外二件 第一讀會ノ續  
遂ニハ國庫ノ費用ノ大部分ヲ之ニ費サザル  
ヲ得ナイト思ヒマス、又方策ノ立テヤウニ  
依ヅテハ、只今提出セラレテ居ル三億圓迄ハ  
支出シナイデモ濟ミハシナイカト思ヒマス、  
依テ新ニ永久的根本策ヲ御講ジニナシテ、速  
ニ成案ノ出來次第臨時議會ヲ御召集ニナリ、  
之ガ對策ヲ御出シニナルヤウ御考ハゴザイ  
マセヌカ、今迄ノ御答辯ニ依リマスト、臨  
時議會ヲ開イテ此對策ヲ、御提出ニナルノ  
カナラヌノカ判然イタシマセヌガ、直ニ根  
本策ヲ立て、出來次第臨時議會ヲ開ク御  
意思ガオアリニナルカナラヌカ、今一應改  
メテ伺ヒタイ、ソレニ依ヅテ贊否ヲ決スル  
参考ニ致シタイト思ヒマスカラ、誠意アル  
御返事ヲ願ヒタイ、總理大臣カラ、今回ノ  
提案ハ應急對策デアリマスカラ、根本策ハ  
何トシテモ別ニ確定セネバナラヌノデアリ  
マス、根本策ノ樹立ニ付テハ調査會ヲ作り  
マシテ、之ニ諮詢スルコトシ、審議ヲ取  
急ギマシテ、次ノ米穀年度迄ニ成案ヲ得ル  
コトニ努力スル積リデアリマス、右ノ成案  
ヲ得ルコトガ出來マシタナラバ、通常議會  
ヲ待ツマデモナク、直ニ臨時議會召集ノコ  
トモ考慮イタス積リデアリマス、政府ト致  
シマシテハ、此問題ノ解決ニ關シ、誠意ヲ  
以テ最善ノ努力ヲ致ス積リデアリマス、斯  
ウ云フ言明ガザイマシタ、ソレカラ討議  
ニ入りマシタ、其時ニ一委員カラ希望決議  
ヲ附シタイト云フ意見ガ出マシタ、滿場ソ  
レハ一致シマシテ可決ニナリマシタ、ソレ  
ハ後デ其決議案ヲ讀上ガマス、而シテ討議  
ニ入りマシテカラ贊成者ガ二人アリマシテ、  
其贊成者ノ趣意ハ自分ハ贊成ハスルケレド  
モ、無條件デ贊成ハ出來ナイノデアル、希  
望ヲ附シテ自分ノ贊成ノ意ヲ表シタイト思  
フ、本案ガ通過セザレバ米穀政策上行詰ル  
コトガアル、又修正シテ資金ヲ減額スルト  
不安ヲ生ジ、米價下落ヲ來スコトガアル、米價  
ガ下落スレバ統制上ニ影響ヲ及ボシ、是モ差  
支ヘル思フ、原案ニ自分ハ贊成スルガ、資  
金ヲ増額シテ米ヲ買上ゲルコトハ應急對策  
デアツテ、根本政策デハナイノデ、此現狀ヲ  
以テ満足スル場合合デハナイ、根本對策樹立  
ヲ延ベスコトハ出來ナイノデアル、五相會議  
ノ様子ヲ先般新聞紙上テ承知スレバ、今回  
提出セラレタルモノトヘ全然異ッタル方策  
デアツクヤウデアル、徹底的根本策トハ思ハ  
ナイガ、政府ニ於テモ種々考究セラレツツ  
アツタヤウデアル、只今首相ノ聲明ヲ承ツテ  
誠ニ結構ト思フ、誠意ガアラバ速ニ成案ヲ  
得テ、臨時議會ヲ開カルルコトヲ望ム、又  
差別待遇ハ、不合理ノ對策ヲシテハ不可デ  
アルガ、一方へ損害ヲ與ヘルヤウナコトモ  
イケナインオデアル、併ナガラ内地ノ爲メ外  
地ガ苦シメラレ、外地ノ爲メ内地ガ犠牲ニ  
ナルヤウナコトハイケナインオデアルト思  
フ、内外共ニ同ジヤウニ利益ヲ得ルナラ  
バ、形式ヘドウデモ別ニ咎ムベキコトハナ  
イノデアル、内外地ノ利益ニナルヤウナ具  
體案ハ政府ニ於テモ考究シテ、只今ノ趣意  
ノ在ル所ヲ斟酌シテ、ドウカ内外調和ノ策  
ヲ講ジテ貰ヒタイ、斯ウ云フコトデアリマ  
シタ、ソレカラ自分ハ此端境期ニ金ガ要レ  
バ當然出スコトガ出來ルヤウニナッテ居ル  
ノデアル、本年十二月迄ハ金ガマダアルノ  
デアル、又二十三圓三十錢ニ買上ゲルニ極ツ  
テ居ルノデアルカラ、米價ハ下ガル譯ハナ  
イノデアル、ダカラシテ一般ノ民衆ニ不安ガ  
來タスコトハナイ、農民ニハ全ク不安ガ  
ナインダ、故ニ此案ヲ無理ニ成立サセタク

ナイト云フノデヘナイケレドモ、又成立タ  
ニ依ルト、政府部内デモ非常ニ苦心ヲセラ  
レ、衆議院ニ對シテモ苦心セラレタコトハ  
ウト云フヤウナ空氣デアルカラシテ、嚴重  
ニ警告ヲシテ通スコトニ致シタイト思フ、  
自分ハ強ヒテ修正ハシナイケレドモ、誠ニ  
遺憾デアル、遺憾ノ意ヲ表シテ賛成ヲスル、  
是ハ非常ニ重大ノ問題デアルカラシテ、此  
先ドウナルカ、此度一億五千萬圓、三億萬  
圓ダケデモ、此次ニナルト又議會ニ何億圓  
ヲ支出セネバナラヌ危険ガアル、是非トモ  
出來秋迄ニ成案ヲ作ラナケレバナラヌノデ  
アル、異常ノコトガナケレバ、此出來秋ハ  
豐穰デアルト云フコトハ分リ切ッタコトデ  
アル、ソレハ非常ナ高ニナルノデアル、此  
點モ能ク政府ニ於テモ考ヘラレテ、ドウゾ  
成ルベク對案ヲ早ク作ッテ、臨時議會ニ提出  
セラレムコトヲ望ムノデアル、斯ウ云フヤ  
ウナ意思ヲ以テ贊成ノ意ヲ表サレマシテ、  
採決ノ結果多數デアリマシタ、ソレカラシ  
マシテ此附帶決議ヲ議題ニ致シマシタ、其  
附帶決議ノ案ハ

質問ヲ致シタイノデアリマス、伺ツテ居マ  
スト二十數氏ノ質問ノ事項ヲ御述ベ  
ニナリマシタガ、ソレニ對シテ何等  
應答ガアツト言ヘレタコトガナイ、ドウ  
云フコトヲ言ヘレタノカ、少シモ分リマ  
セヌ、私ハ今羅列サレマシタ殘ラズ  
ノ事項ニ付テ應答ヲ伺フノデハナイノデア  
リマス、其ノ中デ最モ重要ナル問題ガ若干  
ゴザイマスカラ、其點ヲ伺ヒタイノデアリ  
マス、併シ青木委員長ヲ煩ハスノハ甚ダ御  
氣ノ毒デアリマスカラ、私ハ是ハ農林大臣  
或ハ政府委員、或ハ特別委員ノドナタカラ  
デモ宜シウゴザイマスカラ、委員會ニ出マ  
シタ重要ナル應答ニ付テ、詳細デナクトモ  
要領ヲ得タ御返事ヲ伺ヒタイト存ジマス、  
如何デセウカ、御氣ノ毒デゴザイマスガ、  
農林大臣ニドウゾ御願ヒ致シマス

地ノ大豐作、昨年ノ如キ大豐作ガ來タヤウ  
ナ場合ノ用意ノ爲ニ備ヘルベク、三億圓ノ  
限度ニ於テ必要ナダケ増額ノ出來ルト云フ  
途ヲ開ク、斯ウ云フ二段ノ點ト、ソレト臨  
時議會ヲ開イテ根本對策ヲ速ニ樹テカラバ  
宜イデヤナイカ、此二ツノ點ヲ結ビ合セテ  
臨時議會ヲ開クト云フコトデアルナラバ、  
此三案ハ其時マデニ差控ヘテモ宜イデハア  
ルマイカト云フヤウナ御疑念ノ點ニ、可ナ  
リ論議ガ集中サレタノデアリマス、政府ノ  
側ニ於キマシテハ、臨時議會ヲ開イテ根本  
對策ヲ樹テルコトニ努力ヲ致スノデアリマ  
スルガ、未ダ其臨時議會ニ提案ヲ致スペキ  
内容ガ具體的ニ決定シテ居ル譯デモアリマ  
セヌシ、臨時議會ヲ開クト云フコトハ、其  
爲ニ努力ハ致シマスルケレドモ、是ハ將來  
ニ屬スルコトデアリマス、從チ假ニ臨時議  
會ヲ開クト致シマシテモ、其場合ニ提案ス  
ル案ノ内容ガ、只今御協賛ヲ得ヤウトシテ  
居ル三案ノ内容ノコトヲ必要トシナイモノ  
ニナルカドウカト云フコトハ全ク未定ノコ  
トデアル、若シ臨時議會ヲ開クベク政府ガ  
最善ノ努力ヲ致シマシテモ、臨時議會ト  
通常議會トハモウクツイテ居ルノデアリ  
マスカラシテ、其時マデニ準備ガ若シ出来  
ヌヤウナコトガアリマスレバ、矢張リ此  
案ヲ必要トスルノデアリマス、端境ヲ  
渡ッテ參リマスルノニ、端境マデ押シ詰ッ  
テ、ソコデ愈々ケナイカラ、他ニ手當ヲ  
スル金額ノ増額等ヲ求メナケレバナラヌ  
ト云フコトニ致シテ置キマシテハ、端境ニ  
至ラナイ、作柄ガ段々ト豫想ノ出來マスル  
八九月ノ交ニ至ルト、モウ既ニ人心ニ不安  
ヲ生ズルノデアリマシテ、是マデ經驗ヲ致  
シマシタ最大ノ場合ニ處シ得ルダケノ途ヲ

開テ置イテ戴クコトガ、今日ノ農村ノ事  
情、米穀ノ事情等ニ微シテ見マスルト云フ  
ト、政府ニ於テハドウモ必要ニ考ヘラレ  
ル、只今サウ云フ事勢方必ズ起ルカドウ  
カト云フコトハ的確ニハ申サレマセスガ、  
相當ナ用意ノ要ルコトハ、今カラデモ考ヘ  
ラレマス、從テ將來起リ得ベキコトノ豫  
見サレルト云フコトノ考ヘラレル限  
リハ、其手當ヲスルコトニ致シテ置イテ戴  
キタイ、ソレハ此機會ニ於テ其處置ヲ願ヒ  
タイノデアルト云フコトガ、政府ノ答辯ノ  
要旨デアッタノデアリマス、其外此買上ヲ行  
フコトガ臺鮮兩地ニ於テ却テ米ノ増産ヲ獎  
勵スルニ至ルノデハナイカ、サウ云フコト  
デアレバ買上ニ依ッテ内外地ノ米ノ調節ヲ圖  
ラウト云フコトハ結局究竟スル所ヲ知ラヌ  
問題ニナルノデハナイカト云フヤウナコト  
ニ付テノ質問ガ可ナリ繰返サレタノデアリ  
マス、之ニ付キマシテモ、政府ハソレハサ  
ウ云フ嫌ヒモアルノデアル、差當リノ處置  
トシテ臺鮮米ガ多ク流入スルノデアリマス  
ルカラ、之ヲ買上ヲシテ數量ノ調節ヲ致ス  
ノデアルガ、根本ノ解決ト云フ譯ニハ是ハ  
ナラナイノデアル、ソレ等ノ點ニ付テモ十  
分解決策ヲ將來ニ立テタイ積リデアル、之  
ヲ要シマスルノニ此法案ハ臨時ノ處置トシ  
テ、近ク起ルコトノアルベク豫想サレル事  
柄ノ處置ヲ致シテ居ル、幸ニシテ是ガ先程  
委員長ノ御述ベニナリマシタ一委員ノ御質  
問ノヤウニ、需給關係ガ思ツタヨリ工合良  
ク行ゲテ、ソレ程ノ金ヲ使ヘズシテ済ムナラ  
バ、政府ニ於テモ誠ニ仕合セトスル所デア  
ル、ト云フヤウナ質問應答ガアリマシタヤ  
ウナ譯デアリマス、各委員カラ熱心ニ根本  
的ノ策ヲ色ミナ方面カラ立チケレバナラ

○議長（公爵近衛文麿君）　過半數ト認メマス

〔起立者多數〕

○議長（公爵近衛文麿君）　過半數ト認メマス

○子爵西大路吉光君　直ニ各案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君　賛成

○議長（公爵近衛文麿君）　直ニ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（公爵近衛文麿君）　御異議ナイト認メマス

○議長（公爵近衛文麿君）　三案全部ヲ問題ニ供シマス、三案全部、委員長ノ報告通り御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（公爵近衛文麿君）　御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君　直ニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵植村家治君　賛成

○議長（公爵近衛文麿君）　西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長（公爵近衛文麿君）　他ニ御發言ガナケレバ三案ノ採決ヲ致シマス、三案ノ第二讀會ヲ開クコトニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長（公爵近衛文麿君）　他ニ御質疑ガ繰返サレマシテ、只今委員長ノ御報告ニアリマシテヤウナ結果ヲ見タヤウニ拜聽ヲ致シテ居タグノデアリマス、甚ダ簡単デゴザイマスルケレドモ、大要御報告イタシマス

議ニ御異議ヘゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 第三讀會ヲ開キ  
マス、第一讀會ノ決議通りデ御異議ゴザイ  
マセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 暫時休憩ヲ致シ  
マス

午後八時三十九分休憩

○副議長(伯爵松平賴壽君) 午後九時六分開議  
マス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセ  
マス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 本日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ニ付同院ニ  
於テ本院ノ修正ニ同意セサルコトニ決議シ  
タル旨ヲ以テ兩院協議會ヲ開クノ請求ヲ受  
ケ又同時ニ同院ヨリ協議委員ノ數ヲ十名ト  
爲スニ決シタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

○副議長(伯爵松平賴壽君) 治安維持法改正法律案

○副議長(伯爵松平賴壽君) 只今書記官ヲ  
シテ御報告ヲ致サセマシタ通リ、衆議院ヨ  
リ治安維持法改正法律案ニ付キ、兩院協議  
會ヲ開クノ要求ガゴザイマシタカラ、此際  
日程ヲ變更シ、兩院協議委員十名ノ選舉ヲ  
行ヒタイト存ジマス

○子爵池田政時君 只今議題トナリマシタ  
兩院協議委員ノ選舉ハ、會期モ切迫シテ居  
リマスル際デゴザイマスガ故ニ、此際其選  
舉方法ヲ省略サレマシテ、其指名ヲ議長ニ  
一任スルノ動議ヲ提議イタシマス

○子爵西大路吉光君 賛成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 池田子爵ノ動

大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條  
院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

キモノト議決致候因テ議院法第六十五條  
ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

議ニ御異議ヘゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト  
看做シマス、兩院協議委員ノ氏名ヲ朗讀イ  
タサセマス

〔小林書記官朗讀〕

治安維持法改正法律案兩院協議委員

子爵一條 實孝君 伯爵黒木 三次君  
山岡萬之助君 松村 義一君  
丸山 鶴吉君 大塚 惟精君  
鶴澤 總明君 岩田 宙造君

子爵青木 信光君 男爵井田 繁楠君  
山岡萬之助君 松村 義一君  
丸山 鶴吉君 大塚 惟精君  
鶴澤 總明君 岩田 宙造君

子爵青木 信光君 男爵井田 繁楠君  
山岡萬之助君 松村 義一君  
丸山 鶴吉君 大塚 惟精君  
鶴澤 總明君 岩田 宙造君

○副議長(伯爵松平賴壽君) 會期切迫ノ折  
デゴザイマスルカラ、直ニ只今ノ協議委員  
ノ議長、副議長ノ選舉ヲ行ハレムコトヲ望  
ミマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程ニ移リマ  
ス、日程第二十、三陸地方ニ嘯震害豫防施  
設ノ請願外第三十二迄ヲ議題ト致シマス、  
會議

○副議長(伯爵松平賴壽君) 只今書記官ヲ  
シテ御報告ヲ致サセマシタ通リ、衆議院ヨ  
リ治安維持法改正法律案ニ付キ、兩院協議  
會ヲ開クノ要求ガゴザイマシタカラ、此際  
日程ヲ變更シ、兩院協議委員十名ノ選舉ヲ  
行ヒタイト存ジマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 只今議題トナリマシタ  
兩院協議委員ノ選舉ハ、會期モ切迫シテ居  
リマスル際デゴザイマスガ故ニ、此際其選  
舉方法ヲ省略サレマシテ、其指名ヲ議長ニ  
一任スルノ動議ヲ提議イタシマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 賛成

○副議長(伯爵松平賴壽君) 池田子爵ノ動

意見書案  
雪害對策案樹立ノ件

東京市小石川區駕籠町四十九番地士  
族菅原通敬外二十三名呈出

右ノ請願ハ曩ニ東北地方等雪國ニ對スル特  
殊施設調査ノ爲内務省ニ設置セラレタル  
雪害對策調査會ヘ既ニ各種事項ノ決議ヲ  
ナシ今ヤ當局立案ノ運トナレルヤニ仄聞  
スルニ依リ速ニ之カ對策ヲ樹立實行シ以  
チ同地方ノ振興ニ資セラレタントノ旨趣  
ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スペキ  
モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ  
依リ別冊及送付候也

東京市小石川區駕籠町四十九番地士  
族菅原通敬外二十三名呈出

右ノ請願ハ曩ニ東北地方等雪國ニ對スル特  
殊施設調査ノ爲内務省ニ設置セラレタル  
雪害對策調査會ヘ既ニ各種事項ノ決議ヲ  
ナシ今ヤ當局立案ノ運トナレルヤニ仄聞  
スルニ依リ速ニ之カ對策ヲ樹立實行シ以  
チ同地方ノ振興ニ資セラレタントノ旨趣  
ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スペキ  
モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ  
依リ別冊及送付候也

東京市小石川區駕籠町四十九番地士  
族菅原通敬外二十三名呈出

右ノ請願ハ曩ニ東北地方等雪國ニ對スル特  
殊施設調査ノ爲内務省ニ設置セラレタル  
雪害對策調査會ヘ既ニ各種事項ノ決議ヲ  
ナシ今ヤ當局立案ノ運トナレルヤニ仄聞  
スルニ依リ速ニ之カ對策ヲ樹立實行シ以  
チ同地方ノ振興ニ資セラレタントノ旨趣  
ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スペキ  
モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ  
依リ別冊及送付候也

東京市小石川區駕籠町四十九番地士  
族菅原通敬外二十三名呈出

右ノ請願ハ曩ニ東北地方等雪國ニ對スル特  
殊施設調査ノ爲内務省ニ設置セラレタル  
雪害對策調査會ヘ既ニ各種事項ノ決議ヲ  
ナシ今ヤ當局立案ノ運トナレルヤニ仄聞  
スルニ依リ速ニ之カ對策ヲ樹立實行シ以  
チ同地方ノ振興ニ資セラレタントノ旨趣  
ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スペキ  
モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ  
依リ別冊及送付候也

東京市小石川區駕籠町四十九番地士  
族菅原通敬外二十三名呈出

右ノ請願ハ東北帝國大學ニ農學部設置ノ件  
テ東北地方ニ特有ナル農產、畜產、水產ニ  
關スル基礎的根本的ノ研究ヲ遂ケ以テ東  
北地方ノ產業振興ニ資セムトスル計畫ア  
ルヤニ仄聞スルモ洵ニ機宜ニ適シタルコ  
トナリト信スルニ依リ畜產、水產、農產  
ヲ包含スル農學部ヲ東北帝大ニ設置セラ  
レタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ

東京市小石川區駕籠町四十九番地士  
族菅原通敬外二十三名呈出

右ノ請願ハ東北帝國大學ニ農學部設置ノ件  
テ東北地方ニ特有ナル農產、畜產、水產ニ  
關スル基礎的根本的ノ研究ヲ遂ケ以テ東  
北地方ノ產業振興ニ資セムトスル計畫ア  
ルヤニ仄聞スルモ洵ニ機宜ニ適シタルコ  
トナリト信スルニ依リ畜產、水產、農產  
ヲ包含スル農學部ヲ東北帝大ニ設置セラ  
レタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ

東京市小石川區駕籠町四十九番地士  
族菅原通敬外二十三名呈出

右ノ請願ハ東北帝國大學ニ農學部設置ノ件  
テ東北地方ニ特有ナル農產、畜產、水產ニ  
關スル基礎的根本的ノ研究ヲ遂ケ以テ東  
北地方ノ產業振興ニ資セムトスル計畫ア  
ルヤニ仄聞スルモ洵ニ機宜ニ適シタルコ  
トナリト信スルニ依リ畜產、水產、農產  
ヲ包含スル農學部ヲ東北帝大ニ設置セラ  
レタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ

東京市小石川區駕籠町四十九番地士  
族菅原通敬外二十三名呈出

右ノ請願ハ東北帝國大學ニ農學部設置ノ件  
テ東北地方ニ特有ナル農產、畜產、水產ニ  
關スル基礎的根本的ノ研究ヲ遂ケ以テ東  
北地方ノ產業振興ニ資セムトスル計畫ア  
ルヤニ仄聞スルモ洵ニ機宜ニ適シタルコ  
トナリト信スルニ依リ畜產、水產、農產  
ヲ包含スル農學部ヲ東北帝大ニ設置セラ  
レタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ

院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

菊川改修ニ關スル件

靜岡縣小笠郡平田村長澤田三郎治外

三十五名呈出

右ノ請願ハ曩ニ第一期改修ニ編入セラレ

タル菊川ハ其ノ沿岸地方ニ肥沃ナル平野

ヲ有スルモ河身ハ幅員狹窄且極端ナル屈

曲ヲ隨處ニ有スルヲ以テ一瞬ノ大雨ニ遭

フモ慘害名狀スル能ハス現在ノ費額ヲ以

テスル改修工事ハ一小區域ノ改修ニ過キ

サレハ將來洪水ノ災厄ヨリ免カレ得サル

ニ依リ當初立案セラレタル計畫通り昭和

十年度ヨリ繼續改修セラレタシトノ旨趣

ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキ

モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ

依リ別冊及送付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

工業組合中央金庫設立ノ件

東京市麹町區丸ノ内一ノ六海上ビル

デング内燃酸肥料工業組合理事長樋原仲治外三百六十六名呈出

右ノ願意ハ曩ニ全國工業組合ヲ糾合シテ

工業組合中央會ヲ組織シタリト雖未工業

組合中央金庫設置ヲ實現スルニ至ラス申

小工業者金融上ノ窮迫ハ益其ノ度ヲ加ヘ  
工業組合ノ使命モ亦空シカラムトスル實

情ニシテ業界ノ前途誠ニ憂慮ニ堪ヘサル  
モノアルヲ以テ速ニ工業組合中央金庫ヲ  
設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ  
願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候  
因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付  
候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

戰公傷病死者並傷殘軍人ノ遺族扶助料  
ニ關スル件

岐阜縣大野郡莊川村岩瀬六百一番戶

農若山龜五郎外一名呈出

右ノ請願ハ戰死者、公傷病死者及戰公傷

痍者ノ遺族ニシテ生活上窮境ニ陥レル者

アルハ國民思想涵養上甚遺憾ナルニ依リ

モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ

依リ別冊及送付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

右ノ請願ハ曩ニ第一期改修ニ編入セラレ

タル菊川ハ其ノ沿岸地方ニ肥沃ナル平野

ヲ有スルモ河身ハ幅員狹窄且極端ナル屈

曲ヲ隨處ニ有スルヲ以テ一瞬ノ大雨ニ遭

フモ慘害名狀スル能ハス現在ノ費額ヲ以

テスル改修工事ハ一小區域ノ改修ニ過キ

サレハ將來洪水ノ災厄ヨリ免カレ得サル

ニ依リ當初立案セラレタル計畫通り昭和

十年度ヨリ繼續改修セラレタシトノ旨趣

ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキ

モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ

依リ別冊及送付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

右ノ請願ハ三重縣鈴鹿郡龜山町、三重郡孤  
野町間ニ鐵道省營自動車運輸ヲ開始スル  
ハ沿線地方ニ於ケル產業並運輸交通上須  
要ナルノミナラス名所舊蹟等亦多キニ依  
リ速ニ之ヲ實現シ以テ地方開發ニ資セラ  
レタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體  
ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法  
第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

石狩河口改修ニ關スル件

北海道石狩郡石狩町大字辨天町平民

公吏高野金作外二百八十七名呈出

右ノ請願ハ豫定線鐵道久慈、宮古間鐵道速成ノ件

岩手縣九戸郡野田村長宮澤五平外八  
十名呈出

右ノ請願ハ豫定線鐵道久慈、宮古間鐵道

ハ三陸沿岸地方ニ於ケル豐富ナル海陸資

源ノ開發上貢獻スルトコロ大ナルノミナ

ラス運輸交通並國防上亦須要ナルニ依リ

公傷者ニ對シ死亡當時同一戸籍内ニ在リ

タル寡婦ニモ亦扶助料ヲ支給セラル等

其ノ扶助料ヲ増額シ以テ其ノ生活ヲ安定

セシムルト共ニ恩給法實施以前死亡ノ戰

公傷者ニ對シ死亡當時同一戸籍内ニ在リ

タル寡婦ニモ亦扶助料ヲ支給セラル等

請願人等所案ノ如ク恩給法ヲ改正セラレ

タシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體

ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

右ノ願意ハ曩ニ全國工業組合ヲ糾合シテ

工業組合中央會ヲ組織シタリト雖未工業

組合中央金庫設置ヲ實現スルニ至ラス申

小工業者金融上ノ窮迫ハ益其ノ度ヲ加ヘ  
工業組合ノ使命モ亦空シカラムトスル實

右ノ請願ハ三重縣鈴鹿郡龜山町、三重郡孤  
野町間ニ鐵道省營自動車運輸ヲ開始スル  
ハ沿線地方ニ於ケル產業並運輸交通上須  
要ナルノミナラス名所舊蹟等亦多キニ依  
リ速ニ之ヲ實現シ以テ地方開發ニ資セラ  
レタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體  
ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法  
第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

石狩河口改修ニ關スル件

北海道石狩郡石狩町大字辨天町平民

公吏高野金作外二百八十七名呈出

右ノ請願ハ北海道石狩川河口ニ於ケル右

岸ノ護岸工事ヲ爲スハ昔ニ河水ノ流入ヲ

容易ナラシムルノミナラス尙適切ナル兩

岸ノ護岸工事達成ノ暁ハ同河口ニ位スル

石狩港モ自ラ亦改修セラレ船舶ノ出入ヲ

至便ナラシムル等同道ニ於ケル產業並運

輸交通上貢獻スル所多ナルニ依リ速ニ

該工事ハ明年度預算ニ於テ實行シ得

ルヤウニ企圖セラレタシトノ旨趣ニシテ

貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト

議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別

冊及送付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

右ノ願意ハ曩ニ全國工業組合ヲ糾合シテ

工業組合中央會ヲ組織シタリト雖未工業

組合中央金庫設置ヲ實現スルニ至ラス申

小工業者金融上ノ窮迫ハ益其ノ度ヲ加ヘ  
工業組合ノ使命モ亦空シカラムトスル實

右ノ請願ハ三重縣鈴鹿郡龜山町、三重郡孤  
野町間ニ鐵道省營自動車運輸ヲ開始スル  
ハ沿線地方ニ於ケル產業並運輸交通上須  
要ナルノミナラス名所舊蹟等亦多キニ依  
リ速ニ之ヲ實現シ以テ地方開發ニ資セラ  
レタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體  
ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法  
第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

札幌、樺太間ニ航空路開設ノ件

神戸市神戸區明石町三十一番地海員

山内洋麿呈出

右ノ請願ハ優秀ナル海員ヲ養成スルハ海

運發展上並國防上ヨリ最緊要ナルニ以テ

右ノ請願ハ曩ニ札幌市ニ飛行場ヲ新設シ

東京、札幌間ニ航空路ヲ開設セラレタルハ實ニ本邦航空史上「新紀元ヲ畫スルモ同航空路ハ更ニ樺太間ヲ連繫スルニアラサレハ未以テ萬全ヲ期スルヲ得ス之ヲ札幌ヨリ樺太ニ延長セラレ交通上茲國防上ノ完璧ヲ期セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候議致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年 月 日  
貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣子爵齋藤實殿  
○副議長(伯爵松平頼壽君) 是等請願ハ請願委員長ノ報告通り御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○副議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト看做シマス

○副議長(伯爵松平頼壽君) 第三十三、高知刑務所移轉ノ請願、會議、三十三ヨリ四十五迄ヲ議題ト致シマス

## 意見書案

高知市長村上清外五名呈出

右ノ請願ハ高知刑務所ハ高知市ノ中央ニ在リ而モ高知公園ニ隣接シ市ノ四通八達ノ阻害スルコト夥シキノミナラス一般風教上並行刑上遺憾ノ點勘カラサルヲ以テ之カ移轉ハ本市多年ノ熱望スルトコロニシテ近ク四國縦貫鐵道ノ開通、浦戸港設備ノ完成セムトスル等本市ノ振興發展ニ一大轉機ヲ畫スヘキ時期ニ際會シ益

其必要ヲ痛感セラルニ依リ機宜ノ措置ヲ講セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年 月 日  
貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣子爵齋藤實殿

## 意見書案

函館港ニ港務部設置ノ件

北海道函館市長坂本森一外四名呈出

右ノ請願ハ函館港ハ北門ノ鎖鑰ナルノミ

ナラス本邦屈指ノ開港ニシテ貿易亦殷盛ヲ極ムニ拘ラス同港ノ施設ハ未船舶ノ

航行、碇繫、荷役等之カ安全ヲ期シ難ク

港灣行政上甚避憾ナルニ依リ速ニ函館税關ニ港務部ヲ新設シ以テ同港ノ經濟的利

用ノ促進ト貿易ノ進展トニ資セラレタノ趣旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣子爵齋藤實殿

## 意見書案

北海道、北鮮間ニ命令航路開設ノ件

右ノ請願ハ昭和六年來函館市ニ在リテハ

單獨克ク函館北鮮線指定航路ヲ開設シテモ真ニ對滿貿易ノ進展ニ資セムニハ此

際須ラク國費ニヨル遞信省命令線トシテ名呈出

強固ナル定期航路ヲ確立シ配船數端運航度數ヲ増加シテ我國經濟力ノ躍進ヲ促成セラレタントノ趣旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年 月 日  
貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣子爵齋藤實殿

## 意見書案

函館港ニ港務部設置ノ件

北海道函館市長坂本森一外四名呈出

右ノ請願ハ函館港ハ北門ノ鎖鑰ナルノミ

ナラス本邦屈指ノ開港ニシテ貿易亦殷盛ヲ極ムニ拘ラス同港ノ施設ハ未船舶ノ

航行、碇繫、荷役等之カ安全ヲ期シ難ク

港灣行政上甚避憾ナルニ依リ速ニ函館税關ニ港務部ヲ新設シ以テ同港ノ經濟的利

用ノ促進ト貿易ノ進展トニ資セラレタノ趣旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣子爵齋藤實殿

## 意見書案

北海道函館市長坂本森一外四名呈出

右ノ請願ハ昭和六年來函館市ニ在リテハ

單獨克ク函館北鮮線指定航路ヲ開設シテモ真ニ對滿貿易ノ進展ニ資セムニハ此

際須ラク國費ニヨル遞信省命令線トシテ名呈出

右ノ請願ハ近年岐阜市及其附近町村ハ長足ノ發展ヲ來シ登記事務夥多ナルニ拘ラス現在岐阜區裁判所ノ管轄區域ハ從來ノ儘ナルハ附近町村民ノ不便尠カラサルニ依リ市ノ南方稻葉郡加納町ニ區裁判所出張所ヲ設置セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年 月 日  
貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣子爵齋藤實殿

## 意見書案

函館港ニ港務部設置ノ件

北海道函館市長坂本森一外四名呈出

右ノ請願ハ函館港ハ北門ノ鎖鑰ナルノミ

ナラス本邦屈指ノ開港ニシテ貿易亦殷盛ヲ極ムニ拘ラス同港ノ施設ハ未船舶ノ

航行、碇繫、荷役等之カ安全ヲ期シ難ク

港灣行政上甚避憾ナルニ依リ速ニ函館税關ニ港務部ヲ新設シ以テ同港ノ經濟的利

用ノ促進ト貿易ノ進展トニ資セラレタノ趣旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣子爵齋藤實殿

## 意見書案

北海道函館市長坂本森一外四名呈出

右ノ請願ハ昭和六年來函館市ニ在リテハ

單獨克ク函館北鮮線指定航路ヲ開設シテモ真ニ對滿貿易ノ進展ニ資セムニハ此

際須ラク國費ニヨル遞信省命令線トシテ名呈出

右ノ請願ハ近年岐阜市及其附近町村ハ長足ノ發展ヲ來シ登記事務夥多ナルニ拘ラス現在岐阜區裁判所ノ管轄區域ハ從來ノ儘ナルハ附近町村民ノ不便専カラサルニ依リ市ノ南方稻葉郡加納町ニ區裁判所出張所ヲ設置セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年 月 日  
貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣子爵齋藤實殿

## 意見書案

函館港ニ港務部設置ノ件

北海道函館市長坂本森一外四名呈出

右ノ請願ハ函館港ハ北門ノ鎖鑰ナルノミ

ナラス本邦屈指ノ開港ニシテ貿易亦殷盛ヲ極ムニ拘ラス同港ノ施設ハ未船舶ノ

航行、碇繫、荷役等之カ安全ヲ期シ難ク

港灣行政上甚避憾ナルニ依リ速ニ函館税關ニ港務部ヲ新設シ以テ同港ノ經濟的利

用ノ促進ト貿易ノ進展トニ資セラレタノ趣旨ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿  
内閣總理大臣子爵齋藤實殿

## 意見書案

北海道函館市長坂本森一外四名呈出

右ノ請願ハ昭和六年來函館市ニ在リテハ

單獨克ク函館北鮮線指定航路ヲ開設シテモ真ニ對滿貿易ノ進展ニ資セムニハ此

際須ラク國費ニヨル遞信省命令線トシテ名呈出

意見書案

北海道旭川市ニ高等工業學校設立ノ件

北海道旭川市長渡邊勘一呈出

右ノ請願ハ北海道ハ由來各種工業ノ資源

豊富ナルニ拘ラス其ノ氣候、位置ノ關係ニ因

リ有爲ノ研究者及技術者ニ乏シキハ同道發

展上甚遺憾ナルニ依リ地勢等其ノ他ノ點

ニ於テ最恰適セリ旭川市ニ官立高等工業

學校ヲ速ニ設立セラレタク敷地及工事費

ハ應分寄附スヘシトノ旨趣ニシテ貴族院

ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致

候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送

付

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

北海道宗谷郡稚内町長島倉民雄外一

意見書案

北海道稚内港ト利尻、禮文兩島間ニ連

絡航路開設ノ件

意見書案

北海道稚内港ト利尻、禮文兩島間ニ連

絡航路開設ノ件

意見書案

北海道宗谷郡稚内町長島倉民雄外一

右ノ請願ハ北海道利尻、禮文ノ兩島ハ元

來水產豊富ノ地ニシテ且近時其ノ發展著

シク從テ交通運輸ノ利便ヲ望ムコト益切

ナルニ依リ對岸稚内港ト鷲泊、杏形及香

深ヲ一回線トスル連絡航路ヲ速ニ開始セ

ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ

大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議

院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

北海道稚内築港工事ニ關スル件

北海道宗谷郡稚内町長島倉民雄外一

名呈出

右ノ請願ハ北海道稚内港ハ夙ニ交通ノ要

衝ニ位シ且近時北洋海田ノ開發著シク出

入船船亦激増セルニ拘ラス第二期拓殖計

畫ニ依ル築港計畫ハ現在ノ發展ニ對シ規

模不十分ナルヲ免レサルヲ以テ速ニ防波

堤ノ新設並延長、港内ノ浚渫、簡易埠頭

ノ築設等ノ施設ヲ盡シ其ノ開發ト國防ト

ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ

願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候

因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付

候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

北海道室蘭市泉町八番地平民宮幸助

外一千三百三十二名呈出

右ノ請願ハ釋放後社會復歸ノ途ヲ謬リ刑

罰更ニ累犯ニ墮スルモノ多キニ拘ラス之

カ防止上緊要施設タル保護ニ關スル監督

統制及機能確保ノ法制ナク爲ニ私設保護

團體ノ如キモ其ノ經營益困難ニ陥リ到底

所期ヲ全フスル能ハサルハ刑政上遺憾ニ

シテ又近時刑法及監獄法ヲ改正シ之カ保

護ニ關スル規定ヲ設ケラルヤニ聞クモ

未徹底シ難キニ依リ速ニ司法保護ニ關ス

ル制度ヲ設立セラレタシトノ旨趣ニシテ

貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト

議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別

冊及送付候也

付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

北海道野付牛町ノ鐵道官舍敷設地開放

ノ件

右ノ請願ハ北海道野付牛町ニ在ル鐵道官

舍敷地ハ同町ノ發展ヲ沮害スルコト多大

ナルニ依リ同町大通西二丁目以西ノ同敷

地ヲ相當條件ノ下ニ市街地トシテ開放セ

ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ

大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議

院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

北海道常呂郡野付牛町長茶谷幸一呈

出

右ノ請願ハ北海道野付牛町ニ在ル鐵道官

舍敷地ハ同町ノ發展ヲ沮害スルコト多大

ナルニ依リ同町大通西二丁目以西ノ同敷

地ヲ相當條件ノ下ニ市街地トシテ開放セ

ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ

大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議

院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

東京市麹町區丸ノ内三丁目二番地中

央畜産會會頭山本悌二郎呈出

人造バター取締ニ關スル件

シ延テ酷農民ヲ窮境ニ陥ルニ至リ斯クテ

ハ農村更生ノ目的ヲ破壊スルモノト言フ

ヘク斯業ノ保護護ハ甚急務ナルヲ以テ各國

ニ於ケル取締狀況ニ照シテ請願人所載ノ

如ク之ヲ取締ラレタシトノ旨趣ニシテ

貴族院ハ願意ノ大體ハ擇擇スヘキモノト

議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別

冊及送付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

北海道野付牛町ノ鐵道官舍敷設地開放

ノ件

右ノ請願ハ北海道野付牛町ニ在ル鐵道官

舍敷地ハ同町ノ發展ヲ沮害スルコト多大

ナルニ依リ同町大通西二丁目以西ノ同敷

地ヲ相當條件ノ下ニ市街地トシテ開放セ

ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ

大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議

院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

○副議長(伯爵松平賴壽君) 是モ總テ請願

委員長ノ報告通り御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト

看做シマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 是ニテ暫時休

退ヲ意味シ直ニ本邦製酪業ノ發達ヲ阻害

候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送

候外十二件

午後九時十一分休憩

午後十一時九分開議

○議長(公爵近衛文麿君) 報告ヲ致サセマス

(溯古書記官朗讀)

本日兩院協議委員議長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

衆議院議員選舉法中改正法律案兩院協議會成案成立報告書

本日衆議院ヨリ左ノ兩院協議會成案ヲ受領セリ

衆議院議員選舉法中改正法律案

○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ開會イタシマス、只今書記官ヲシテ報告イタサセマシタ通リ、衆議院ヨリ、衆議院議員選舉法中改正法律案ノ兩院協議會成案ヲ受領イタシマス、故ニ此際日程ニ追加イタシマシテ、本成案ノ會議ヲ開キタイト存ジマス、御異議ガゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認メマス、兩院協議委員會議長佐佐木侯爵ノ登壇ヲ願ヒマス

衆議院議員選舉法中改正法律案

右別冊ノ通兩院協議會成案成立セリ依テ及報告候也

昭和九年三月二十五日

衆議院議員選舉法中改正  
法律案兩院協議委員議長

貴族院議長公爵近衛文麿殿  
侯爵佐佐木行忠

第四十九條第二項中「各投票所ノ投票ヲ混同シ」ヲ削リ、同項中「開票立會人ト共ニ」ノ下ニ「市町村其ノ他地方長官ノ定ムル區域毎ニ」ヲ加フ  
 第八十四條第一項中「事件ノ被告人ガ」ノ下ニ「選舉事務長又ハ」ヲ加フ  
 第九十六條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム  
 但シ命令ノ定ムル所ニ依リ演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラズ  
 第百三十六條ニ左ノ但書ヲ加フ  
 但シ選舉事務長ガ刑ニ處セラレタル場合ニ於テ當選人ガ選舉事務長ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキ又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ガ刑ニ處セラレタル場合ニ於テ當選人ガ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ナルコトヲ知ラザリシトキ若ハ其ノ者ガ當選人ノ制止ニ拘ラズ事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
 其ノ他ハ貴族院議決案ノ通トス  
 (侯爵佐佐木行忠君演壇ニ登ル)  
 衆議院議員選舉法中改正法律案

於キマスル經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマスルガ、先ヅソレニ先ダチマシテ、御手許ニ配付シタモノトナシタノデアリマス、只マス、其趣旨ヲ極メテ簡單ニ申上ゲマスガ、斯様ニナリマス、今一應朗讀イタシマス、第四十九條、第二項中「各投票所ノ投票ヲ混同シ」ヲ削リ、同項中「開票立會人ト共ニ」ノ下ニ「市町村其ノ他地方長官ノ定ムルソコニ「市町村其ノ他」ヲ入レマス、「市町村其ノ他地方長官ノ定ムル」ソコヲ削リマシテ、「地方長官ノ定ムル區域毎ニ」ヲ加フ、斯様ニナリマス、今一應朗讀イタシマス、第四十九條、第二項中「各投票所ノ投票ヲ混同シ」ヲ削リ、同項中「開票立會人ト共ニ」ノ下ニ「市町村其ノ他地方長官ノ定ムル區域毎ニ」ヲ加フ、是ハ字句ノ訂正ニアリマシテ趣旨ハ同ジデアリマス、是ヨリ簡単ニ經過茲ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、結果ハ只今申上ゲマシタコトノ含マレテ居リマスル兩院協議會ノ成案ガソレデアリマス、昨二十四日ニ議長副議長ヲ選ビマシテ、兩院協議會ヲ開イクノデアリマスガ、其審査ノ進捗ヲ圖リマスル爲ニ、兩院側ノ正副議長及兩院各、三名宛ノ委員ヲ設ケマシテ、都合十人デ成案ヲ得ルコトニ努メタノデアリマス、申落シマシタガ、ソレニ先ダチマシテ、衆議院ノ修正シタノデアリマスガ、ソレハ院側カラ修正ノ理由ヲ説明シタノデアリマス、小委員會ハ本日午前十時頃ヨリ午後六時半頃マデ熱心ニ何トカ互譲妥協ノ方法ニ正ノ理由ヲ質問セラレ、ソレニ對シテ貴族院側カラ修正ノ理由ヲ説明シタノデアリマス、ソレカラ送付セラレタル案ニ依リマス、ソレカラ修正シタノデアリマスガ、ソレハヤウエナツテ居リマシテ、事務長ニ關シテヘスルト、「選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉事務長」云々、此ハ檢事が當選人ヲ被告トシテ、附帶公訴ヲ訴訟スルコトガ出來ルトシテ、貴族院議員選舉法中改正法律案

ニ於キマシテハ、檢事ハ此選舉事務長モ亦  
同様ニ附帶公訴ヲスルコトガ出來ル、斯様  
ナ規定ニ致シタノデアリマス、次ハ第三著  
運動デアリマスガ、是ハ九十六條ノ規定デ  
アリマシテ、但書ニ「但シ命令ノ定ムル所ニ  
依リ演説又ハ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ爲ス  
ハ此ノ限ニ在ラズ」ト定メタノデアリマス  
ガ、其趣旨ハ色ニ說ガアリマシテ、命令ノ  
定ムル所ニ依リト修正イタシマシタノハ、  
選舉界ノ現狀ニ鑑ミ、選舉ノ自由公正ヲ害  
スルガ如キ演説ヲ爲ス者又ハ推薦狀ノ發送  
ヲ爲ス者アルニ依リマシテ、是等ノ者ニ限ッ  
テ之ヲ制限スル必要ガアツカラデアリマ  
ス、斯様ナ趣旨デアリマシテ、恰モ命令ヲ  
協議會ニ於キマシテ決定イタシマシタ所ノ  
提案ノ重モナモノニアリマス、以上極メテ  
簡單デアリマスルガ、協議會ノ經過茲ニ結  
果ヲ御報告イタシマス

マシテ本院ニ提出ニナリマス時ニ、内務大臣カラ提案ノ理由ト衆議院ノ修正ノ報告ダケガアツタノデアリマシテ、其修正ニ同意セラレルヤ否ヤ分リマセヌカラ確メマシタ所ガ、衆議院ノ修正ハ提案ノ趣旨ヲ没却スルモノデアルカラ同意出来ナイ、併シ色ニナ修正ガアルカラ、細カイ所ハ或ハ讓シテモ宜イカ分ラヌト云フヤウナ意味ニ伺ヒマシタ、本院ニ於キマシテハ特ニ十八名ノ多數ノ特別委員ニ付託セラレテ、慎重ニ御審議ニナツタヤウデアリマス、サウシテ小委員マデ設ケテ再修正ノ案ヲ作ッテ、本議場ニ報告ニナリマシテ其通り可決ニナリマシタ、其結果ト致シマシテ兩院協議會ヲ閉クノ必要ガアツテ、只今委員長ノ御報告ノ通リノ兩院協議ノ成案ガ報告ニナリマシタ、之ニ依テ見マスト云フト、色々ニ修正ガアリマスガ、一番、政府提出案ノ中ノ重要ノモノト政府モ見テ居ラレマセウ、所謂連坐ニ關スル規定ト、ソレカラ綜合投票ノ二ツノ點ガ主ナモノデアルヤウデアリマスガ、此二ツノ點ノ中デ綜合投票ノ方ハ、一選舉區内ニ數多クノ投票所ガアリマシテ、其投票所デ現在ハ開票シテ居リマスノヲ、一選舉區ニ修正シテ開票スル案デアツタノヲ、衆議院デハ現行法通り別々ニヤル、斯ウ云フコトニ修業シテ來タ、本院デハソレヲ元ニ復スル、元ト云フノハ政府ノ原案ニ復シタ、ソレヲ今度歩ミ寄ツタノデアリマセウ、一選舉區内ノ各投票所ノ投票全部一括シテト云フコトデナシニ、一町内ト云フ範圍内デ、市町

村長若クハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ、マア五十歩百歩ノ違ヒテアリマス、此方ニ付テモ私ハ元ノ政府提案ノ方ガ宜イト思ヒマスケレドモ、モウ時間モアリマセズ、多ク論ズル時ガアリマセヌカラ是ハモウ論ジナイトシマシテ、連坐ニ關スル規定デアザマス、是ハ衆議院ハ現行法ノ通リニ復活シテ政府案ニ修正ヲ加ヘテ來タガ、我ミハ又政府案ノ原案ニスルト云フコトニ再修正シタノアル、其文句ハ多少ノ違ヒガ出來テ居リマスケレドモ大體ハ別ニ變ラナイ、其字句ガヌ違ヒマス爲ニドレダケノ差ガ生ズルカト云フコトハ詳細ニ論ズルコトハ時ヲ要シマスカラ略シマス、時間ガモウ僅ニ三十六七分シカアリマセヌ、ソレデ會期ガ滿チマスカラドウモ長イコトヲ言フ時ガアリマセヌガ、併シ私時ガ滿チテモ仕方ガナイガ、開院式ノ時ノ開院式ノ勅語ニ慎重審議スル奉答シテアリマス、憲法ヲ運用スルニ必要缺クベカラザル衆議院議員選舉法ノ改正法ニ付キマシテ、時ガ無イカラシテ良イ加減ニシテ通過スルト云フコトハ、御上ニ對シテモ申譯アリマセヌ、ケレドモ長ク論ジテモ論ジ甲斐ガナイカ分リマセヌカラ成ルベク短カクヤリマス、此ニツノ點ノ中ノ、先刻申ス通りニ連坐ノ問題ダケニ付テ申シマス、是ハ初メ此議案ガ本院ニ提出サレタ時ニ、私ハ反対ノ意見ヲ述べテ置キマシタ、同ジ意見ヲ繰返ス必要ハナイカ知リマセヌガ、政府モ矢張リ原案通リノ方ガ宜イモノデ、之ヲ元ニ復シタノデハ立法ノ趣旨ヲ沒

却スルト言ヘレタノデアリマスカラ、多分  
政府モ今以テ御反対ダラウト思ヒマス、併  
ナガラ兩院ノ意見ガ一致シナイデ協議會迄  
開イテ、其結果協議會ノ成案ガ出來マシ  
テ、貴衆兩院共ニ之ヲ通過シマシタ既ニ  
ハ、政府ハドウナサルノデアリマセウカ、  
政府ハ反対デアルケレドモドウモ貴衆兩院  
ヲ通過シタ以上已ムヲ得ナイト云フノデ、  
御裁可ヲ仰グヤウナ意味デ上奏ニナリマス  
カ、又ハソレデハ折角ノ提案ノ趣旨ヲ沒却  
スルカラ議會デモ公言シタ所ノ趣旨ニ反ス  
ルカラ、サウ云フ無責任ノコトハ出來ナ  
イ、假令貴衆兩院ヲ通過シタノデモ是ハ御  
裁可ニナルベキモノデヤナイト云フ旨ノ上  
奏ヲナサレルカ、二ツニ一ツヲ選バナケレ  
バナラヌト思ヒマス、ドチラヲ御執リニナ  
ルカト云フコトヲ聞キタインデアリマスケ  
レドモ、此際其コトヲ申スノハ實ハ御迷惑  
ト思ヒマスシ、聞イテ見タ所ガ別段私ニ取ッ  
テハ何ニモ利益ハアリマセヌ、私ハ本案ニ  
付テ今ノ點デ反対スルダケデアリマス、御  
聽キ申シマセヌ、此連坐ノ問題デアリマス  
ガ、選舉長ガ選舉法ニ違反シ處刑ヲ受ケタ  
時ニハ、假令候補者ガ當選シテモ無效ニナ  
ルト云フ規則、ソレヲ選舉長ガ選任及監督  
云々デ緩和シヤウト云フノガ……現行法ノ  
通リニ戻サウト云フノガ衆議院ノ希望スル  
所デアル、是ハ私ノ考ヘデハ何處迄モ今日  
ノ實際ニ於テハ、衆議院議員ノ選舉ノ時  
ニ、全ク買収ト云フコトハシナイト云フコ  
トデハ、選舉ガ行ハレヌト云フコトガ心ノ

奥底ニ存シテ居ツテ、サウデアルカラ選舉事  
務長ガ反則ヲシナイト云フ本心ガ本當ニ決  
定シテ居ナイト、ソレハ推斷ゼザルヲ得ナ  
ガナクテ困ルト云フノハ、矢張リ選舉ニ買  
收等ノコトヲシナイト云フ本心ガ本當ニ決  
定シテ居ナイト思フ、政府ノ此提案ノ根本  
ヲモ出來ナイト思フ、政府ノ此提案ノ根本  
ノ趣意ハ選舉界ノ弊害ヲ根絶スルコトハ出  
來ナクテモ、少クトモ減少シタイト云フノ  
ガ趣意デアルト思ヒマス、ソレハ誠ニ尤モ  
ナ話デアリマス、ソレガ爲ニ買收等ノコト  
ヲシヤウト思ツテモ出來ニクイ、スレバ分り  
易イ、結果ガ自分ノ不利益ヲ受ケルノヲ拵  
ヘヤウト云フヤウナコトハ、彼等カラ申シ  
マスト不便デアルカラ反對デアル、ソレデ  
ハ淨化ノ目的ヲ達スルコトハ出來マセヌ、  
我ミ議員ノ各位、同僚ノ方ミハ、各府縣内ノ  
多額納稅議員ノ互選ノ方ノ外ハデスネ、選  
舉ニ關係ガナイ、利害關係ガアリマセヌカ  
ラ……憲法ヲ運用スルニ最モ重大ナル選舉  
法ノコトノ利害損失ヲ判断スルニハ、最モ  
公明正大ナ判断ヲスル適當ナ位置ニ居ルノ  
デアリマス、ソレガ利害ノ關係ノ有ル人ガ  
自分ノ都合ノ上カラ、ソレハ困ルト言ツテ  
修正シテ來レバ、ソレニ盲從スルト云フコ  
トデアリマシタナラバ、我ミ議員ノ立場ハ  
ナイト思ヒマス、マア例ヘテ言ヘバ儲ケテ  
賣ラウト品物ヲ仕入レタ、相當ノ代價デ……  
所ガ自分ノ使用人ノ過失デ燒ケテシマツタ。

儲ケルコトガ出來ナイ、元マデ失ツテシマツタ、コンナコトガアッチャ因ル、折角多額ノ選舉費用ヲ以テ當選シタノガ、幸ニ當選シタガ、其金ヲ使ツタガ爲ニソレハ無駄ニナツタ、無效ニナツタ、馬鹿々マシイコトニナツタ、ソンナコトヂヤ選舉ニ臨メナイト云フ心配ラシイノデアル、其奥底ニハ矢張リ貰收ト云フコトヲシナケレバ、今日ノ實際ニ於テ選舉ガ出來ヌト云フコトガ假定セラレテ居ルヤウニ思ヒマス、ソコガ病根デアリマス、之ヲ除カウト云フニハ利害ノ關係ノ位置ニ居ル者ハ、實際從來ノ因襲ニ依ツテナレドモ我ミハソコア奮發シナケレバナラ又ト云フコトヲ深ク考ヘル者デアリマス、裁判ヲシマスニ付テモ、利害ノ關係ノ有ル事件ニ付テハ、裁判ハ出來ヌト云フコトニナツデアルカラシテ、衆議院議員ノ……衆議院ノ決議ハ重ンズベギモノデアルト云フコトハ、或點ニ於テハ誠ニ尤モナ言分デアリマス、外ノ法律案ナドニ付テハ……、衆議院議員ノ選舉ハ、彼等ニ直接ニ痛切ナ利害ヲ感ズル問題ニ付テハ、冷靜ナ、公明正大ナ判断ガ出來ナイ境遇ニ居リマスカラ、斯ウ云フ場合ニ於テコソ、我ミガサウ云フ議員各自ノ一身ニ利害關係ノ無い、而モ憲政擁護、憲政ガ立派ニ成ルタケ行ハレルヤウニシヤウト云フ使命ヲ持ツテ居ル人ニカラ見マシタナラバ、ドウモ斯ウ云フ案ニ贊成出來ヌト思ヒマス、私カラ言ヒマスレバ、選舉事

候補者ガ選任シテ自分ノ爲ニ運動シテ吳  
ル事務員ヲ届出テヤル、其何レノ事務員デ  
モ選舉法ノ違反處罰ヲ受ケル、所ガ其結果  
ト云フモノハ當選ノ效力ニ及ブ、無效ニナ  
ルト云フ所迄行カナクチヤナラヌト思ヒマ  
ス、是デハマダ生温ルイト思ヒマス、ソレ  
ヲ選舉事務長ガ反則シテ刑罰ヲ受ケテモ、  
其選舉長ヲ選ブニ付テ過失ガナカツト云  
フヤウナ場合ニハ當選ガ有效デアルト云  
フ、ソンナ事デ到底今日アル所ノ選舉界ノ  
弊害ト云フモノノ根絶ハ無論出來マセヌ、  
減少スルコトモムヅカシイト思ヒマス、畢  
竟此前ニモ施政演説ニ對スル質問ニ於テ、  
此法案ニ對スル質問ノ意味デ意見ヲ申述べ  
タコトガアリマスガ、ドウシテモ今日ノ  
政界ノ腐敗、選舉界ノ諸種ノ弊害、之ヲ  
除却シ減少スル、立憲政體ガ純良ニナル  
ニハ、何トシテモ、ドンナ煩瑣ナ規則ヲ  
設ケテモ駄目デアリマス、現在行ハレテ居  
ル衆議院ノ選舉法デモ、良ク行ハレテ居  
レバ、今日ノヤウナ弊害ヲ見ルコトハナ  
イコトハ確カデアリマス、所ガ行ハレナイ、  
此行ハレナイト云フコトガ啻ニ政界ヲ腐敗  
セシムル所ノ原因ニナルノミナラズ、人心  
ヲ悪化セシムルコトニ非常ナ影響ガアリマ  
ス、憲法附屬ノ法律ガ、國政ニ參與スペキ  
立派ナ人ヲ選出スルニ付テノ選舉權ガ宜ク  
行ハレテ居ナイ、教育勅語ノ中ニ「常ニ國  
憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」ト云フコトガアリマ  
スガ、ソレハ全ク無視セラレテ居ル、ソレ

ソレヲ立法ノ趣意通リニ實行スルト云フコトニ、選舉ニ關係スル候補者モ、運動者モ、有權者モナラナイ以上ハ、決シテ立憲政治モ廓清シヤウガナイト思フ、ドウモ私ノ申ト云フモノヘ圓滿純良ニ行ハレルコトヘ出来ヌト思ヒマス、規則ヘドウモ、ドウ作ッテ聖人ニ近イヤウナ立派ナ人間ニ皆ナッテ吳レマセヌト云フト出來マセヌカラ、ソレデ規則モ必要デアリマセウ、アリマスケレドモ、ソレガ規則ヲ幾ラ作ッテモ十分ニ行ハレヌト云フコトデハ何ニモナリマセヌ、ソレ故ニ私ノ考デハ此法律ハ折角政界淨化、選舉界ノ弊害ヲ除却若クハ減少スル趣旨カラ見テ、立派ナ趣意カラ出來タ法律ダカラ、ドウカシテ成立セシメタイト云フコトガ御考ニアルヤウデアリマス、衆議院デモ貴族院デモ…ソレ等ハ誠ニ尤モニ聞エマスケレドモ、併ナガラ其主眼トスル所ヲ自己ノ利害關係カラシテ、衆議院ノ方ノ都合ノ好イヤウニ、我等ガ讓歩シテ迄モ成立セシメル必要ハナイト思ヒマス、ソレヨリハ現内閣ノ如キ政黨、政友、民政ノドノ閣員モアリマンシテ、聯立内閣ニナッテ居リマスガ、一政黨ニ偏シタ内閣デアリマセヌ、此内閣ニヲ取締レバ、今迄ノ政黨内閣ノ時ニ於ケルヤウニ、政黨内閣ノ下ニ於ケル所ノ總選舉ナラバ、ソレコソ名實共ニ公明正大ニ反則ニ、何時デモ與黨方有利デアルト云フ、日

本ニシカナイト云フヤウナ變ナ結果ニ終ラ  
セルコトハナイト思ヒマスシ、今ヨリハモ  
ウ少シ規則ガ行ハレルモノト思ヒマスカ  
ラ、斯ウ云フ規則ヲ作ラナクテモ、現行ノ  
儘デモ政黨ニ偏シナイ内閣ガ、眞ニ其選舉  
ガ公正ニ行ハレルヤウニ取締ツタナラバ、今  
迄ノ弊害ト云フモノハ幾ラカ減少スルコト  
ガ出来ヤウト思ヒマス、ソレ故ニ是方出來  
マシテモ、現行法ガ十分ニ行ハレルヤウニ  
取締ルコトガ出来ヌナラバ、此法律ガ出來  
マシテモ是ハ同ジヤウニ十分ニ行ハレヌカ  
ラ、左程有難味ガナイ、ソレ故ニ私ハ此二  
ツノ點ニ付キマシテ絶對ニ反対ラシテ、其  
結果ガ若シ諸君ノ同意ヲ得タラ不成立ニナ  
リマシテモ、別ニ遺憾トスル所ハナイト思ヒ  
ヒマス、サウスレバ政府モ却テ御喜ビヂヤ  
ナイカト思フ、若シ成立シタ日ニハドウナ  
サイマスカ、議場デ提案ノ趣旨ヲ沒却スル  
カラ反対ダト仰シャツテ置イテ、ソレデモ貴  
衆兩院ヲ通過シタラ仕方ナカト同意スル、  
マルデ定見ガナイ、サウカト云々テ今迄例  
ノナイコトデモアリマセス、出来ヌコトハ  
アリマセヌ、立憲的ニ政府ノ提案ガ何處迄モ  
一番善イト思フ、此協議會ノ修正案ト云フモノ  
ハ同意出來ナイケレドモ、兩院ヲ通過シタカ  
ラ上奏ハスル、御裁可ニナラヌガ宜イト思ヅテ、  
上奏スルト云フ勇氣ガアリマスカ、シャウト  
思ヒマセヌガ、是ガ不成立ニナツタラ、政府  
ハソシナ窮境ニ立ツコトモ相免レル譯デア  
リマス、私ハ此事ニ付テハ言ヒタイコトハ

澤山アリマスケレドモ、マサカ何デスネ、  
十二時過ギマデ話シテ居ッテモ大變困リマ  
セウ、然ラバ是デ止メマスガ、ドウゾ貴族院  
ノ同僚諸君ハ憲法附屬ノ衆議院議員選舉法  
ト云フモノハ重大ナル法律デアリマス、是  
デ立憲制ガ運用サレマス、ソレガ尋常ニ行  
クヤウデナケレバイケマセヌ、我ミハ選舉  
ニ付キマシテハ衆議院ニ利害關係ガナイカ  
ラ、ソレコソ公明正大ニ判断スル位置ニ居  
立場ニ都合ノ好イヤウニシヤウトシテ、我  
我ガ弊害ヲ矯正スルヤウニシテモ、ソレヲ  
阻ムヤウナコトヲスルノニ默従スルト云フ  
コトハ、我ミ貴族院ノ立場デハナイト思ヒ  
マス、甚ダ言ヒ分ガ御無禮ノヤウデアリマ  
スケレドモ、深ク信ズル所ヲ率直ニ明言シ  
マシテ、後ハ御肯キニナラヌケレバ國民全  
體ニ訴ヘマシテ此壇ヲ降リマス  
○議長(公爵近衛文麿君) 採決ヲ致シマ  
ス、成案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
(起立者多數)

右ノ請願ハ通信機關トシテ將亦娛樂機關  
トシテ國民生活ノ上ニ緊切ノ度ヲ加ヘツ  
ツアル「ラヂオ」ニ關シ近ク本道権要ノ地ヲ  
相シテ放送局増設ノ計畫アルヤニ仄聞ス  
ルモ野付牛町ハ東北海道ニ於ケル中心地  
ニシテ地勢上最好適地ト確信スルヲ以テ  
之ヲ當町ニ設置セラレタシトノ旨趣ニシ  
テ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノ  
ト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ  
別冊及送付候也

昭和九年月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

意見書案

豫定線鐵道鉄路、北見相生間鐵道速成  
ノ件

意見書案

北海道常呂郡野付牛町長茶谷幸一呈

北海道常呂郡野付牛町長茶谷幸一呈

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

豫定線鐵道鉄路、北見相生間鐵道速成  
ノ件

意見書案

北海道北見國ニ國立種馬所設置ノ件

北海道北見國ニ國立種馬所設置ノ件

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

釧路市トヲ連絡スルノミナラス沿線地方  
ニ於ケル資源ヲモ亦開發スル等運輸交通  
並産業上資スル所多大ナルニ依リ速ニ之  
ヲ實現セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院  
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致  
候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送  
付候也

昭和九年月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

新潟縣菖蒲郵便取扱所ヲ無集配三等郵  
便局ニ改定ノ件

新潟縣東頸城郡大島村大字菖蒲八番  
戸酒造業飯田茂勝外四十二名呈出

右ノ請願ハ新潟縣東頸城郡大島村へ保倉  
川ニ沿フテ南北ニ長ク大島郵便局ハ北端  
ニ位シ當菖蒲郵便取扱所ハ南端ニ在リ其  
距離遠ク大島村ノ半數ハ勿論地勢上交通  
上隣村タル菱里、浦田兩村ノ一部モ亦當  
取扱所ヲ利用スルヲ便益ト爲シ通信事務  
益夥多ナルニ依リ同取扱所ヲ無集配三等  
局ニ改定セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族  
院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決  
致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及  
送付候也

昭和九年月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

右ノ請願ハ馬匹ノ改良並繁殖ヲ圖ルヘ地  
方産業及軍事上須要ナルニ拘ラス北海道  
野付牛町附近ニ於ケル斯業ノ發達遲遲タ  
ルヘ畢竟種牡馬ノ配合適正ナラサルニ依  
リ同町ニ國立種馬所ヲ設置シ以テ北見國  
ニ於ケル產馬ノ向上進展ニ資セラレタシ  
トノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採  
擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六  
十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

新潟縣菖蒲郵便取扱所ヲ無集配三等郵  
便局ニ改定ノ件

新潟縣東頸城郡大島村大字菖蒲八番  
戸酒造業飯田茂勝外四十二名呈出

右ノ請願ハ新潟縣東頸城郡大島村へ保倉  
川ニ沿フテ南北ニ長ク大島郵便局ハ北端  
ニ位シ當菖蒲郵便取扱所ハ南端ニ在リ其  
距離遠ク大島村ノ半數ハ勿論地勢上交通  
上隣村タル菱里、浦田兩村ノ一部モ亦當  
取扱所ヲ利用スルヲ便益ト爲シ通信事務  
益夥多ナルニ依リ同取扱所ヲ無集配三等  
局ニ改定セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族  
院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決  
致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及  
送付候也

昭和九年月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

## 意見書案

## 輸出水產物取締法制定ノ件

東京市赤坂區溜池町一番地帝國水產  
會會長子爵野村益三外二名呈出

東京市赤坂區溜池町一番地日本斐  
ツシユミール水產組合組長鈴木英雄  
外三名呈出

東京市麹町區丸ノ内二丁目二番地工  
船蟹漁業水產組合組長男爵岩倉道俱  
呈出

右ノ請願ハ我國輸出水產物ハ近年長足ノ  
進歩ヲ示シツツアルモ之カ生產及販賣ニ  
至ル過程ノ統制ニ於テハ遺憾ノ點渺カラ  
ス製造工場ノ濫立粗惡品ノ輸出等諸種ノ  
弊害ヲ醸シ徒ニ輸入各國ヲ刺激シテ本邦  
品輸入阻止ノ形勢ヲ誘致セムトスルヲ以  
テ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノ  
ト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ  
別冊及送付候也

昭和九年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

## 意見書案

## 少年團日本聯盟加盟團援助ニ關スル件

靜岡縣清水市上清水百九十五番地平  
民成島貫一外一名呈出

右ノ請願ハ少年團日本聯盟ハ其ノ事業助  
成ニ關シ曩ニ帝國議會ノ建議アリタルノ

ミナラス亦文部省ノ後援ヲ得テ青少年ノ  
社會教育上貢獻スル所妙少ナラサルニ拘  
ラス近時當局ノ慾漁ニ係ル學校中心ノ少  
年團創設ニ伴ヒ團員並指導者ノ奪取等之  
力發達ヲ阻害セラルハ甚遺憾ナルニ依

リ同聯盟ノ助長、加盟地方團ノ援助、團  
員ノ保護、兩團ノ連絡等請願人所案ノ如  
ク實行セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院  
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致  
候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送  
付候也

昭和九年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

耕地擴張改良事業ノ豫算計上ニ關スル  
件

右ノ請願ハ刻下ノ非常時ニ方リ農村對策  
ノ根幹タル耕地擴張改良事業ノ實行ハ最  
モ緊要ノ事タルニ拘ラス昭和九年度豫算  
案ニ於テ之ニ關スル經費ノ計上殆ント無  
之ハ極度ニ窮迫セル地方ノ實情ニ即セサ  
ルモノナルニ依リ政府ヲシテ今期議會ニ  
充分ナル追加豫算案ヲ提出セシメラレタ  
シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ  
採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第  
六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

石油鑛產稅免除ニ關スル件

東京市城東區龜戸町六丁目三十五番  
地自動車運輸業土倉木二外二十六名呈  
出

靜岡縣駿東郡小山町農杉山勇吉外六  
名呈出

## 名呈出

長野縣諏訪郡豐田村長牛山竹治郎外  
十七名呈出

鹿兒島縣出水郡出水町士族農時吉光  
重外三千三十名呈出

山口縣大津郡深川町農中井孝一外二  
百六十名呈出

長野縣諏訪郡泉野村四千六百七十一  
番地農東城菊藏外五名呈出

熊本縣上益城郡白水村大字戶次二百  
九十七番地平民農東彌次摩外九十八  
名呈出

昭和九年 月 日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齋藤實殿

意見書案

國道八號線改修ニ關スル件

山梨縣北都留郡上野原町二千十二番  
地平民細田賢作外千五百四十一名  
喉ノ地ニシテ特產甲斐絹市場ノ開設アリ  
又物資ノ集散地トシテ國道八號線ノ利  
用ハ地方產業ノ發展上期待セラレツツア  
ルモ巷間當町ヲ除外シタル國道改修ノ計  
畫アルヤニ傳フルハ關係住民ノ生活上一  
大脅威ナルノミナラス畏クモ明治天皇聖  
蹟紀念道路ヲ空フスルハ洵ニ忍フ能ハサ  
ルトコロナルヲ以テ本路線改修ノ際ニハ  
從來通り當町ヲ通過スルヤウ改修セラレ  
タシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體  
ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

關門隧道促進ニ關スル件  
福岡縣小倉市長代理助役末永長通  
呈出

右ノ請願ハ關門北九州六市ハ我國要衝ノ

地ニシテ此ノ產業上並國防上最重要ナル

地方ニ對スル海陸連絡ノ設備ニ就テハ關

門海底隧道開鑿ノ促進ト相俟テ小倉市ヲ

中心トシテ六市港灣ノ統制連絡ヲ圖リ世

界的重要港ヲ修築スル等能ク内外ノ情勢

ニ鑑ミ特ニ産業及國防ニ重點ヲ置キ慎重

調査ヲ遂ケラレ國家百年ノ大策ヲ樹立セ

ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ

大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議

院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

東京、札幌間航空路促進ノ件  
北海道河西郡御影村農矢野治吉外五

名呈出  
右ノ請願ハ東京ヨリ仙臺、青森ヲ經テ札幌ニ至ル航空路ハ既設南方航空路ト相俟テ我邦ニ於ケル重要航空幹線ナルニ拘ラス未之力開設ヲ見サルノミナラス近時帝國四邊ニ於ケル諸列強就中露國及米國ノ

候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

意見書案

本日衆議院ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

行政執行法中改正法律案

私生子ノ名稱ニ關スル法律案  
破產者ノ公ノ資格ニ關スル法律案

意見書案

鳥取縣東伯郡竹田村ニ區裁判所出張所

設置ノ件

右ノ請願ハ鳥取縣東伯郡竹田村ハ山間僻

険ノ地ニ點在シ不動產ニ關スル登記事務

夥多ナルニ拘ラス之カ管轄スル倉吉區裁

判所ハ距離遠ク住民ノ不利渺カラサルハ

甚遺憾ナルヲ以テ同村ニ同區裁判所出張所

ヲ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院

ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致

候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送

付候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

○議長(公爵近衛文麿君) 是等ノ請願ハ委員長ノ報告通り、採擇スルコトニ御異議ハ

メザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナイト認メマス

〔瀬古書記官則讀〕

ヲ期セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ  
願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候  
因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付

患者ニ安住ノ地ヲ得セシムルト共ニ之カ  
一層徹底セル計畫ヲ樹立シ一面不幸ナル

絶對的隔離事業ノ實現ニ努力シ其ノ根絶

候也

昭和九年月日

貴族院議長 公爵近衛 文麿

内閣總理大臣子爵齊藤實殿

午後十一時四十分散會

シマス

○議長(公爵近衛文麿君) 是ニテ散會イタ

副議長 子爵青木 信光君

議長 公爵一條 實孝君

陪審法中改正法律案

關稅定率法中改正法律案

本日治安維持法改正法律案兩院協議委員會ニ於テ當選シタル正副議長ノ氏名左ノ如シ

議長(公爵近衛文麿君) 是ニテ散會イタ

副議長 子爵青木 信光君

議長 公爵一條 實孝君

鳥取縣東伯郡竹田村ニ區裁判所出張所

十八名呈出

副議長

子爵青木 信光君

議長 公爵一條 實孝君

鳥取縣東伯郡竹田村長安田秀信外七

段行誤阿武隈川 正

三一八 四六 阿武隈川 正

三二〇 三一 三一 政府 シエリフ

三二 二 政府 シエリフ

貴族院議事速記録第二十六號正誤

貴族院議事速記録第二十六號正誤

